

4 川 監 公 第 3 号
令和 4 年 2 月 1 5 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 3 年 1 2 月 1 7 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

(別紙)

3川監第907号
令和4年2月15日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年12月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1ないし別紙7（事実証明書は添付省略）のとおり、教育委員会事務局が随意契約で実施した以下の軽易工事（以下「本件各工事」という。）について、本来1件の工事として発注すべきものを、学校ごとの89件の工事として発注することは分割発注に該当し、違法であり無効であることから、本件各工事の契約金額の総額を市に返還させることなどを求めている。

No	件名	契約金額	契約日
1	南加瀬小学校 屋外防犯カメラ設備設置工事	1,421,200	令和2年 9月11日
2	東大島小学校 防犯カメラ設置工事	867,900	令和2年 9月15日
3	橘中学校 防犯カメラ設備設置工事	1,408,000	令和2年10月 8日
4	新城小学校 防犯カメラ設備補修工事	536,800	令和2年10月12日
5	宮崎中学校 防犯カメラ設備設置工事	2,057,000	令和2年11月30日
6	玉川小学校 防犯カメラ設置工事	880,000	令和2年12月 7日
7	さくら小学校 防犯カメラ設置工事	2,200,000	令和2年12月10日
8	川崎小学校 防犯カメラ設置工事	645,700	令和2年12月14日
9	渡田小学校 防犯カメラ設備設置工事	2,167,000	令和2年12月14日
10	旭町小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,347,500	令和2年12月14日
11	下沼部小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,303,500	令和2年12月15日
12	田島小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,573,000	令和2年12月15日
13	大谷戸小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,782,000	令和2年12月15日
14	浅田小学校 防犯カメラ設置工事	778,800	令和3年 1月 5日
15	今井小学校 防犯カメラ設置工事	904,200	令和3年 1月14日
16	大師小学校 防犯カメラ設備設置工事	2,046,000	令和3年 1月15日
17	川中島小学校 防犯カメラ設置工事	1,477,300	令和3年 1月15日
18	苅宿小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,815,000	令和3年 1月19日
19	住吉小学校 防犯カメラ設置工事	1,196,800	令和3年 1月19日
20	宮内小学校 防犯カメラ設置工事	1,182,500	令和3年 1月19日
21	新町小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,251,800	令和3年 1月19日
22	久末小学校 防犯カメラ設置工事	1,859,000	令和3年 1月21日
23	殿町小学校 防犯カメラ設備設置工事	2,090,000	令和3年 1月21日
24	京町小学校 防犯カメラ設置工事	1,360,700	令和3年 1月21日
25	日吉小学校 防犯カメラ設置工事	2,200,000	令和3年 1月21日
26	向小学校 防犯カメラ設置工事	1,136,080	令和3年 1月22日
27	平間小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,133,000	令和3年 1月22日
28	東住吉小学校 防犯カメラ設置工事	2,156,000	令和3年 1月22日
29	宮前小学校 防犯カメラ設置工事	1,447,600	令和3年 1月22日
30	小田小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,518,000	令和3年 1月22日
31	虹ヶ丘小学校 防犯カメラ設置工事	1,597,200	令和3年 1月25日
32	金程小学校 防犯カメラ設置工事	1,136,300	令和3年 1月25日
33	南河原小学校 防犯カメラ設置工事	1,949,200	令和3年 1月25日
34	高津小学校 防犯カメラ設置工事	1,786,400	令和3年 1月25日
35	稲田小学校 防犯カメラ設置工事	1,632,400	令和3年 2月 4日
36	小倉小学校 防犯カメラ設置工事	2,058,100	令和3年 1月27日
37	幸町小学校 防犯カメラ設置工事	1,592,800	令和3年 1月27日

38	下河原小学校 防犯カメラ設置工事	1,551,000	令和3年 1月27日
39	東小田小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,344,200	令和3年 1月27日
40	木月小学校 防犯カメラ設置工事	1,586,200	令和3年 1月27日
41	久本小学校 防犯カメラ設置工事	2,189,000	令和3年 1月28日
42	下作延小学校 防犯カメラ補修工事	1,347,500	令和3年 1月28日
43	末長小学校 防犯カメラ設置工事	2,079,000	令和3年 1月28日
44	新作小学校 防犯カメラ設置工事	1,628,000	令和3年 1月28日
45	南野川小学校 防犯カメラ設置工事	2,231,900	令和3年 1月28日
46	中野島小学校 防犯カメラ設置工事	1,320,000	令和3年 1月29日
47	古市場小学校 防犯カメラ設置工事	1,199,000	令和3年 2月 1日
48	大戸小学校 防犯カメラ設置工事	1,262,800	令和3年 2月 1日
49	四谷小学校 防犯カメラ設置工事	1,756,700	令和3年 2月 1日
50	西丸子小学校 防犯カメラ設置工事	1,465,200	令和3年 2月 1日
51	下小田中小学校 防犯カメラ設置工事	1,606,000	令和3年 2月 1日
52	向丘小学校 防犯カメラ設置工事	1,361,800	令和3年 2月 2日
53	子母口小学校 防犯カメラ設置工事	2,200,000	令和3年 2月 2日
54	宮崎小学校 防犯カメラ設置工事	1,646,700	令和3年 2月 2日
55	稗原小学校 防犯カメラ設置工事	2,436,500	令和3年 2月 3日
56	有馬小学校 防犯カメラ設置工事	1,953,600	令和3年 2月 3日
57	犬蔵小学校 防犯カメラ設置工事	1,347,500	令和3年 2月 3日
58	三田小学校 防犯カメラ設置工事	1,051,600	令和3年 2月 3日
59	柿生小学校 防犯カメラ設置工事	1,186,900	令和3年 2月 3日
60	下布田小学校 防犯カメラ設置工事	1,551,000	令和3年 2月 3日
61	上作延小学校 防犯カメラ設置工事	928,400	令和3年 2月 4日
62	南百合丘小学校 防犯カメラ設置工事	1,184,700	令和3年 2月 4日
63	中原小学校 防犯カメラ設備設置工事	1,969,000	令和3年 2月10日
64	長沢小学校 防犯カメラ設置工事	2,207,700	令和3年 2月10日
65	御幸小学校 防犯カメラ設置工事	1,914,880	令和3年 2月10日
66	西菅小学校 防犯カメラ設置工事	2,255,000	令和3年 2月10日
67	戸手小学校 防犯カメラ設置工事	1,031,800	令和3年 2月10日
68	東菅小学校 防犯カメラ設置工事	1,578,500	令和3年 2月10日
69	生田小学校 防犯カメラ設置工事	1,500,400	令和3年 2月10日
70	麻生小学校 防犯カメラ設置工事	1,459,700	令和3年 2月10日
71	藤崎小学校 防犯カメラ設置工事	979,000	令和3年 2月10日
72	南加瀬中学校 防犯カメラ設備補修工事	489,500	令和3年 2月10日
73	鷺沼小学校 防犯カメラ設置工事	1,537,800	令和3年 2月12日
74	坂戸小学校 防犯カメラ設置工事	1,256,200	令和3年 2月12日
75	土橋小学校 防犯カメラ設置工事	784,300	令和3年 2月12日
76	宮前平小学校 防犯カメラ設置工事	825,000	令和3年 2月12日
77	橘小学校 防犯カメラ設置工事	957,000	令和3年 2月12日
78	夢見ヶ崎小学校 防犯カメラ設置工事	1,061,500	令和3年 2月16日
79	菅小学校 防犯カメラ設置工事	1,285,900	令和3年 2月16日
80	白幡台小学校 防犯カメラ設置工事	1,384,900	令和3年 2月17日
81	東高津小学校 防犯カメラ設置工事	2,365,000	令和3年 2月17日
82	梶ヶ谷小学校 防犯カメラ設置工事	937,200	令和3年 2月17日
83	古川小学校 防犯カメラ設置工事	2,499,200	令和3年 2月18日
84	西御幸小学校 防犯カメラ設置工事	1,155,220	令和3年 2月18日
85	久地小学校 防犯カメラ設置工事	1,544,400	令和3年 2月19日
86	千代ヶ丘小学校 防犯カメラ設置工事	1,831,500	令和3年 2月19日
87	井田小学校 防犯カメラ設置工事	1,028,500	令和3年 2月22日
88	西生田小学校 防犯カメラ設置工事	423,500	令和3年 2月24日
89	西野川小学校 防犯カメラ設置工事	1,232,000	令和3年 2月22日

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年12月17日付
けでこれを受理し、監査対象局を教育委員会事務局とした。

なお、教育委員会事務局は、南加瀬小学校における工事ほか12件について、請求
期間の徒過を主張しているが、請求人は、違法な契約に基づく公金の支出についても
請求内容に含めていることから、本件各工事は全て請求期間内になされたものと認め
られる。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第242条第7項の規定に基づき、令和4年2月2日、請求人から陳述の聴取を行っ
た。この際、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局の関係職員（以下「関係
職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙8のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年2月2日、関係職員から陳述の聴取
を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出
があった。この際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙9のとおりである。

3 監査対象事項

市が軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したこと自体が違法といえ
るか、また、当該契約に係る事務手続に違法性・不当性が認められるかを監査対象と
した。

なお、請求人の主張のうち、文書の不開示に係る請求については、財務会計上の行
為に該当しないものであるとして監査対象としなかった。

第3 監査の結果

1 前提事実の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係各書類の調査の結果、本件に関する前提事
実は以下のとおりである。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい

う。) 第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができるものである。その定義については、川崎市軽易工事契約事務取扱規程(昭和49年川崎市訓令第8号。以下「軽易工事規程」という。)第2条では、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)の作成を要する工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。)をいう」ものとしている。

(2) 軽易工事の必要が生じた場合について

軽易工事規程第3条第1項では、軽易工事の必要が生じたときは、本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されている業者、工事の履行場所の近くに事務所を有する業者又は本市工事の経験があり、かつ、誠意がある業者のうちから2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるものとし、軽易工事規程第5条第1項では、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとしている。

(3) 本件各工事について

ア 概要

教育委員会事務局によると、小学校における防犯対策として、不審者の侵入など万一の事態に備えるために、学校からの申請に基づき、敷地内の死角をなくすなど日常の安全確保を目的として、これまでも防犯カメラの設置を進めてきたが、本件各工事は、令和元年5月に、登戸駅付近の路上でスクールバスを待っていた小学生らが襲撃されるという痛ましい事件が発生し、児童生徒のより一層の安全を確保する必要性が高まったことから、以前から進めてきた小学校における防犯カメラの設置事業の進捗を早め、令和2年度末までに小学校全校に設置を完了させることとしたものであり、防犯カメラ設置に係る費用を令和2年度当初予算に計上し、令和2年3月、市議会の議決を経て正式に決定し、同年5月に、各学校宛に通知したとしている。

イ 本件各工事の実施に至る状況

本件各工事における工事見積書の徴取状況は別紙10のとおり、契約状況は別紙11のとおりである。

ウ 予定価格の設定と工事見積書の金額の審査

随意契約における予定価格は、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第25条において競争入札に準じて定めることとしており、競争入札においては、開札時に、入札価格が予定価格の範囲内にあるかを確認する必要があることから、書面として予定価格書を作成し、開札場所に置くこととしているが、軽

易工事のような随意契約においては、入札や開札手続をとらずに見積り合わせによることから、必ずしも書面として予定価格書を作成する必要はないとしている。

本件各工事については、学校ごとに業者3者を適格者として選定し、工事見積書を提出させ、当該見積書のうち、最低の価格を予算執行何の額とし、予算執行何の決裁においては、併せて当該金額を予定価格としたとのことである。

また、軽易工事規程第3条第2項では、予算執行部局の長は、予算執行何に工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとし、同項ただし書では、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとするとしており、さらに、同条第3項では、審査は、予算執行何への合議をもって行うこととしている。

教育委員会事務局は、軽易工事規程第3条第2項ただし書の技術職員がいる予算執行部局に該当し、本件各工事についても、教育環境整備推進室の技術職員（建築職）が、予算執行何を承認する際に工事見積書の審査を行い、本件各工事は、おおむね次の手順で実施したとしている。

(ア) 教育環境整備推進室から各学校に防犯カメラの設置場所や台数の調査を依頼し、各学校が希望する防犯カメラの設置場所が記されている学校配置図（以下「防犯カメラ配置図」という。）を作成した。

また、参考見積書を作成する業者により各学校の仕様が大きく異なることがないように、教育環境整備推進室において防犯カメラの性能などを定めた標準的な仕様（以下「標準仕様書」という。）を作成した。

(イ) 標準仕様書及び防犯カメラ配置図を学校ごとに業者1者（合計で19者）に提供し、現地を確認の上、経費算定及び仕様書作成の参考とするための参考見積書等の提出を依頼した。

(ウ) 上記(イ)により徴取した参考見積書について、教育環境整備推進室の技術職員は、仕様が適正であるか、疑義等がないか、工事が軽易工事規程第2条に定められた1件2,500,000円以下の工事の要件に該当するか、また、設計図書の作成を必要とするかどうかについて確認した。

(エ) 上記(ウ)の参考見積書の確認後、教育環境整備推進室の営繕担当者が参考見積書を基にして仕様書の作成を行うとともに、学校ごとに参考見積書を提出した業者を含む3者に工事見積書の提出を依頼した。

(オ) 工事見積書の徴取後、教育環境整備推進室の営繕担当者等が予算執行何を起案した。予算執行何を承認する教育環境整備推進室の技術職員が、仕様が適正であるか、工事見積書の金額に疑義等がないかについて確認した上で、専決権者である担当課長が決裁した。

エ 軽易工事への「公共建築工事積算基準」等の適用状況

軽易工事については、設計図書の作成を要せず、工事費の積算や工事の実施が可能である軽微な工事であることから、国土交通省が官庁施設の営繕を実施するために定めた「公共建築工事積算基準」等の適用はなく、業者は仕様書等に基づき、それぞれの積算方法により見積りを行ったとしている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる限定的な契約方法である。しかしながら、同項第1号が定める金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約によることができるとしている。なお、逐条地方自治法（学陽書房）によると、軽易工事は随意契約によるものであるが、同号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

ア 軽易工事としての発注について

請求人は、本件各工事について、学校ごとに軽易工事として発注したことは、法令等に違反した違法・不当な分割発注契約であり、1件の工事として一般競争入札により契約した場合と比較して損害が発生していると主張している。

そこで、本件各工事を軽易工事として発注したことが違法といえるかについて検討する。

前記1の前提事実のとおり、本件各工事は、周辺環境等がそれぞれ異なる学校において行われた防犯カメラの設置工事であるが、令和元年5月に小学生らが襲撃されるという事件が発生したことを契機に、児童生徒のより一層の安全を確保するため、防犯カメラ設置に係る費用を令和2年度当初予算に計上し、同年度末までに小学校全校に設置を完了させる必要があったこと、89校一括で同工事を実施しようとした場合には、設計図書等の作成依頼から工事完成まで一定の期間を要することになり、令和2年度内の設置完了が間に合わないおそれがあったこと、防犯カメラの設置は、1校あたりおおむね4台程度で、設置場所や工事期間等について各学校の状況を考慮する必要があったこと等の諸事情に鑑みれば、同年度内の設置完了を目標に本件各工事を軽易工事として実施したことに違法もしくは不当な点があるとは認め難い。

これに対して、請求人は、他都市において複数の学校への防犯カメラの設置工事の発注を一括で行っていたとか、学校敷地内に設置されているブロック塀等の撤去に係る工事がおおよそ2か月で工事着手に至っていることから、本件各工事についても1件の工事として短期間で実施可能であったなどと主張しているが、「ブロック塀等の撤去」については、利用者や通行人の生命、身体への重大な危険を伴うことから、緊急の工事（施行令第167条の2第1項第5号）として随意契約により執行したもので、その他の工事についても、その内容や場所、必要性、緊急度等が異なることから、一様に論じられるものではなく、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

また、本件各工事は、別紙10及び別紙11に記載のとおり、それぞれ異なる業者3者から工事見積書を徴取し、最低の価格を提示したものと契約を締結する見積り合わせによって行われており、その競争性も担保されていることから、軽易工事として実施したことによって、ただちに損害が発生したとまでは認められない。

なお、請求人は、本件各工事について予定価格を定めておらず、工事見積書の金額の審査も行っていないことから違法な契約であると主張しているが、本件各工事については、上記1(3)ウのとおり、川崎市契約規則等にのっとり事務手続を経ており、予定価格が定められていること、見積金額の審査も行われていることが確認できることから、予定価格及び見積金額の審査が違法であったとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したことにつき、違法若しくは不当であると認めるに足りる証拠はなく、その余について判断するまでもなく、請求人の主張はいずれも採用できない。

したがって、本件措置請求は、いずれも理由がないため、これを棄却する。

川崎市職員措置請求書

2021年（令和3年）12月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙証拠を添え、必要な措置を請求する。

第1章 請求の要旨

1 監査対象となる財務会計行為について

甲第1号証-1から甲第1号証-89に示す89件の防犯カメラの設置工事が監査の対象となる財務会計行為である。

当該89件の防犯カメラの設置工事は、教育委員会事務局教育環境整備推進室が地方自治法施行令第167条第1項第1号に基づき、いわゆる少額随意契約として見積合わせ契約で発注・契約したものである。

2 違法性について

当該89件の防犯カメラの設置工事は、本来、89件すべての契約を1件工事（南加瀬小学校屋外防犯カメラ設備設置工事ほか88件工事）として、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、契約の原則である一般競争入札（各市町村の入札規定に基づき指名競争入札も含む）により契約しなければならないものである。

しかしながら、教育委員会事務局教育環境整備推進室は、地方自治法第234条第2項の規定を受けた地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定としての川崎市軽易工事契約事務取扱規程を適用し、随意契約により89件に分割発注した違法性があるものである。

(1) 少額随意契約の原則

少額随意契約のメリットについて、甲第2号証に示す総務省の資料によれば、「競争に付する手間を省略することができる」及び「契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。」とされており、それらのメリットがなければ随意契約ではなく契約の原則である一般競争入札で契約手続きを行わなければならないものである。

また、随意契約のデメリットとしては、「適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。」と総務省は指摘しているものである。

その一例が、地方自治法第2条第17項にあるいわゆる「最少経費最大効果」の原則からすれば、予定価格の積算における「数量の多寡」として、工事原価が多額になればなるほど、一般管理費などの率計算で行う経費は、より軽減できることになるといわれる数量効果の原則に基づく適正な予定価格の積算を行わなければならないものである。

1件の少額随意契約の手続きと1件の一般競争入札手続きとを比較した場合、確かに、経費負担及び手続面において、少額随意契約の方にメリットがある。

しかしながら、89件の少額随意契約と1件の一般競争入札との比較において①「競争に付する手間を省略することができる」及び②「契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。」また、③予定価格の積算における「数量の多寡」として、工事原価が多額になればなるほど、一般管理費などの率計算で行う経費は、より軽

減できることになるといういわゆる数量効果の原則に基づく適正な予定価格の積算において、果たして、少額随意契約の方にメリットがあると言えるのだろうか。

なお、89件の少額随意契約と1件の一般競争入札における経費負担のメリット比較については、損害の程度の項目において、詳細に示すものである。

一般的には、具体的に示すまでもなく、1件の一般競争入札の方が89件の少額随意契約との比較において、経費負担及び手続面において、メリットが多いものである。

仮に、89件の少額随意契約の方にメリットがあるとするのであれば、教育委員会は、具体的かつ詳細に89件の少額随意契約の方にメリットがあることを数字で明らかにしなければならぬもので、それができない場合は、やはり、違法な分割発注である。

(2) 教育委員会における複数校契約かつ一般競争入札の実施

各学校ごとに契約するのが教育委員会における契約の原則であると主張するかもしれないが、教育委員会における過去の複数校契約の実態を甲第3号証に示す。

それによれば、学校ごとに契約する原則などなかったことが分かるものである。

また、学校における機械警備委託などにおいては、既に、川崎市内の学校をAブロック、Bブロック、Cブロックなどに一定の学校をまとめた複数校契約を行い、かつ一般競争入札を行っている事実があるものである。

したがって、各学校ごとに契約することが原則であると教育委員会が主張した場合、それは、本件の89件の少額随意契約をあたかも適正な契約であると主張するための方便であり、こちらの場合はこう、そちらの場合はそう、などと全体的に筋の通った原則に基づかない、いくつかの場面場面で自らに都合の良い言い訳を行う実際に行っている複数校契約の事実と違う主張であり、いわゆるダブルスタンダード（二重規範）の主張である。

(3) 仮に、全ての契約を学校単位で行った場合

仮に、教育委員会が、各学校ごとに契約することが原則であるとした場合、甲第4号証に示すとおり、市立学校は、179校あり、同様の契約を各学校ごとに行う場合、職員は、毎回、179回もの同様の契約手続きを行う必要があるとあり、少額随意契約のメリットの一つである「契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。」には程遠いものとなるものである。

また、経費の面からも、予定価格の設定における「数量の多寡」におけるいわゆる数量効果である少量契約より多量契約の方が、契約単価は逡減するということが、経済取引の原則であることから、179校ごとに1件ずつ契約するより、179校まとめて契約した方が経費面からメリットがあることは言うに及ばないものである。

(4) 89件すべての契約を1件工事とし発注できない理由

本件の防犯カメラの設置工事の場合、まったくの同種工事であり、89件すべての契約を1件工事とし発注可能であると思われることから、教育委員会が、本件を1件工事とし発注できない理由を明らかにできなければ、89件の工事は、分割発注そのものである。

なお、89件の学校ごとに契約した理由は、いくらでも取り繕うことができることから、教育委員会は、89件の学校ごとに契約した理由ではなく、1件工事とし発注できない理由を明らかにしなければならぬものである。

その理由が、随意契約のメリットである契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができるものであり、全体的な経費の逡減となる合理的な理由でない場合は、本件89件すべての契約を1件工事とし発注しなければならなかったものである。

(4) 競争入札とした場合の設計や入札に必要な期間や経費

教育委員会は、過去、少額随意契約ではなく契約課に契約を依頼する場合、その期間は、

工事の必要性が発生してから契約課における契約手続きが開始されるまでに2年から3年の期間が必要であると主張していた。

しかしながら、昭和30年6月18日に発生した大阪府北部地震により高槻市立寿栄小学校のブロック塀が倒壊し小学校4年生の児童が死亡するという痛ましい事故が発生した。

そこで、甲第5号証を示す。

それは、川崎市立学校において、ブロック塀の倒壊という寿栄小学校と同様の事故の発生を未然に防ぐため、ブロック塀の撤去工事を行った契約書である。

それによると、事故の発生が平成30年6月18日、そして川崎市立学校のブロック塀の撤去工事に係る契約の予算執行荷が、平成30年10月18日付けとなっているが、人命に関わる緊急工事であることから、工事着手は、平成30年8月20日付けとなっており、事故発生から、わずか2ヶ月で工事着手に至っているものである。

また、契約手続きは、本件89件の防犯カメラの発注者と同一である教育委員会教育環境整備推進室が財政局契約課に契約の手続きを依頼したものである。

つまり、市役所内部の手続きとしては、職員のやる気があれば、事務手続きの短縮は可能となっている事実があり、教育委員会は、過去、少額随意契約ではなく契約課に契約を依頼する場合、その期間は、2年から3年の期間が必要としているとの主張は、平成30年以降、使ってはいけない主張である。

さらに、教育委員会は、競争入札とした場合、設計や監理について外部委託する経費がかかることから、少額随意契約の方に経費面のメリットがあるとの主張をしてきた経緯がある。

それでは、本件防犯カメラの設置工事において、設計委託及び監理委託を行わなければ、適正な工事の竣工が確保できないというのであろうか、できないとするのであれば、具体的にできない理由を教育委員会は明らかにしなければならない。

本工事においても、設計委託及び監理委託の外部委託を行う必要があるとするのであれば、過去、設計委託及び監理委託を行わなかった工事で、適正な工事の竣工が確保できなかった工事があり、その経験からも、設計委託及び監理委託を行う必要があることを、明らかにしなければならない。

(5) 意図的な分割発注

甲第1号証-1の11ページ目にある見積依頼書の添付図面である学校の平面図の右上に手書きで「但し、工事が250万円を越える場合は、250万円のできる範囲(台数)とする。」との書き込みがある。

これは、児童・生徒の安全のための防犯カメラの設置工事であるにも関わらず、児童・生徒の安全のための必要な台数を設置することより、教育委員会の軽易工事至上主義(教育委員会の発注は、軽易工事の上限金額である250万円を越えない契約金額とする)を死守することを優先し、児童・生徒の命と健康をないがしろにする方針が明確に記載されているものである。

このことは、児童・生徒の安全より、教育委員会が受けであろう何かしらのメリットを優先したものである。

これは、絶対に許されるものではなく、児童・生徒の安全に必要な台数の設置を発注することを優先しなければならないもので、それが、250万円を超え随意契約ではなく競争入札となったとしても、児童・生徒の安全を優先しなければならないものである。

なお、1学校ずつの契約の場合でも予定価格が250万円を超えた場合、契約課に依頼しなければならないことということは当然であるが、89件の防犯カメラ設置工事は、1

件工事として発注が可能な時間的に余裕のある計画的な設置工事であることから、1件工事として発注せず、89件に分割発注したことは、違法そのものである。

仮に、学校が要望した台数を削減し、削減した箇所から暴漢等が侵入し、児童・生徒の健康や命に何かあったら、教育委員会は、誰が責任を取るのか、明らかにしなければならない。

3 損害について

89件すべての契約を1件工事とせずに、89件に分割発注したことで、損害が発生しているものである。

損害の内容については、次の第2章において具体的に説明する。

第2章 損害の程度について

1 一般管理費について

甲第6号証及び甲第7号証を示す。

(1) 89件の1件ごとの見積金額での損害額

仮に、1件ごとに適正な一般管理費か否かを検証すると、国土交通省の基準では、300万円までの一般管理費率の上限率は、17.49%となっており、その率を超えている見積額を集計すると、その不適切な一般管理費の合計金額は、「3,543,079円」（全部の契約の一般管理費が明確となった場合、改めて、算出した金額に訂正する）である。

(2) 89件を1件工事として発注した場合の損害額

国土交通省の基準では、次の計算式により、一般管理費率を算出することになっている。

一般管理費率 = $29.102 - 3.340 \times \log$ （千円止めの工事原価）

未だ、全ての見積額の総額が確定していないものであるが、現状明らかになっている工事原価を当てはめて計算した場合、12.43%（全部の契約の工事原価が明確となった場合、改めて、算出した%に訂正する）となり、その率を工事原価に掛け算すると、その適正な一般管理費は、12,169,441円であり、1件ごとの見積金額は、18,118,904円であることからして、その差額である「5,949,463円」が損害額である。

上記の金額は、89件の金額が明確になり次第、新ためて算出した金額を明示するものである。

2 物品費について

すべての契約書が整い次第、損害金額を示すものである。

3 労務費について

すべての契約書が整い次第、川崎市が設定した公共労務単価の基準額に基づき損害金額を示すものである。

第3章 文書の不開示処分について

財務会計行為である契約の根幹部分である契約の個数、各単価が不開示となっており、その不開示とした理由が、防犯カメラの設置個所や防犯カメラの性能が分かると児童・生徒の安全が確保できないとしているものである。

しかしながら、防犯カメラの設置個所や防犯カメラの性能などより以上の防犯カメラの詳細情報である撮影範囲やその画像の解像度までもが、設置工事業者の手に渡っているものである。

契約の適正さを検証するための市民の権利である公文書開示請求を不開示処分とした半面、公文書開示請求の内容を上回る防犯カメラの情報が設置工事業者の手に渡っている状況を考慮した場合、教育委員会は、本当に、児童・生徒の安全のために不開示処分としたのだろうか。

はなはだ疑問が残るものである。

業者に渡った防犯カメラの情報数は、単純計算では、89件×見積り依頼した3業者×業者の従業員×従業員の家族等々に至るまで、本件89件の防犯カメラの詳細情報は、拡散しているものである。

そのような状況において、請求者に対する不開示処分は、児童・生徒の安全のために不開示処分としたと明言できるのだろうか。

なお、児童・生徒の生命・身体に係る情報であれば、工事業者に渡った情報は契約書記載の情報より以上に児童・生徒の生命・身体に係る情報であることから、甲第8号証に示すような「秘密保持契約書（雛形）」を工事業者はもちろんのこと、見積り依頼した業者とも締結しなければならないものであり、中でも大事なのが第7条にある「秘密情報の返還及び廃棄」条項及び第8条にある「損害賠償」条項である。

市民の権利である情報公開請求を不開示にするくらいであることから、教育委員会は当然のこととして甲第8号証に示すような「秘密保持契約書（雛形）」を工事業者はもちろんのこと、見積り依頼した業者とも締結していると思われ、まかり間違っても秘密保持契約を締結していないことはないと思われるが、契約締結の有無を明らかにされたい。

つまり、工事施工業者（見積り依頼業者は契約書に係る情報のみ）は、契約書類以上の情報を持っているもので、完成検査を行う際、契約書類ではわからないカメラの撮影範囲及びメーカー公表の撮影画像性能はもとより実際の画像状況の情報まで所持しているものであるからすると、甲第8号証に示すような「秘密保持契約書（雛形）」を工事施工業者と締結していないとするのであれば、川崎市情報公開条例に基づく市民への不開示処分は、不適切極まりないものである。

一方では、児童・生徒の生命・身体に関わるより詳細な情報のだだ漏れ状況を容認し、また、一方では、市民の権利としての情報公開請求に対しては不開示処分を行っている。

教育委員会のこのような相反する対応は、結局のところ、自らの契約の不適切性をただ単に隠べいしたいがための不開示処分そのものであると考えざるを得ない。

請求者が必要としている情報は、設置個所の情報や画質の情報ではなく、必要な情報は、本件89件の防犯カメラの設置工事に使われた市民の税金が適正なものであったか否かを検証するに必要な情報であり、それが児童・生徒の生命・身体に関わる情報とは思われないことから、直ちに、必要な情報の全部開示を求めるものである。

第4章 予定価格を定めないことによる違法契約について

甲第9号証を示す。

予定価格を定めない契約は、広島地方裁判所（昭和59年5月22日判決）があり、予定価格を定めない場合、それは違法な契約であるとされているものである。

判決理由には、適正な予定価格を定めず、適正代金を上回る金額で随意契約を結んだとして、その適正代金との差額の賠償を認めた理由が記載されている。

次に、甲第10号証を示す。

本件の防犯カメラの89件の随意契約も、予定価格を定めず、適正金額を上回る金額で契約していることについて、第2章の損害の程度において明らかにしているものである。

また、本件の防犯カメラの89件の契約も、本来、競争入札である契約を広島地方裁判所判決と同様に随意契約としているものである。

以上の点から、本件の防犯カメラの契約は、甲第9号証の広島地方裁判所（昭和59年5月22日判決）の事案と酷似している。

なお、川崎市においても、予定価格を定めなければならない規定が川崎市契約規則にあり、それを甲第11号証に示す。

さらに、その川崎市契約規則を遵守し、予定価格を定めて契約している事例として高津市民館の少額随意契約の事例を甲第12号証示すものである。

教育委員会においては予定価格を定めずに契約を行っているが、他の部署では予定価格を定めて少額随意契約を締結している事実があるものである。

第5章 見積金額の審査を行っていないことについて

甲第13号証を示す。

甲第13号証は、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第3条第2項及び第3項並びに第4条において、業者から提出された工事見積書に記載されている工事費等の審査について規定されているものである。

それによれば、工事執行部局の長もしくは予算執行部局において、工事見積書に記載されている工事費等の審査を行う旨の規定である。

甲第1号証-1から甲第1号証-89の決裁回議書の決裁欄を確認すると、教育委員会事務局の教育環境整備推進室及び庶務課の職員の決裁のみであることから、甲第13号証によれば、審査を行ったのは教育委員会事務局の職員が工事見積書に記載されている工事費等の審査を行ったものと思料する。

それでは、その職員名を明からにされたい。

また、どのようにして、適正な予定価格であったのか、審査の過程を明らかにされたい。

しかしながら、甲第7号証に示したとおり、89件の各見積書における一般管理費は、国土交通省が示す一般管理費の上限を超えた見積金額が数多く見受けられ、適正な予定価格とはなっていない。

推測するに、軽易工事の上限金額である総額としての250万円を超えていない見積金額については、一般管理費はもとより防犯カメラや各ケーブルなどの物品、さらに、労務費についても、何も、審査を行わずに、契約しているものと思われるものである。

この状況は、市民の税金を財源とする契約の体をなしていないものであり、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第3条第2項及び第3項並びに第4条に違反しているものである。

第6章 地方自治法第242条第2項に規定する正当な理由について

甲第14号証を示す。

甲第14号証は、最高裁判所第一小法廷平成20年3月17日判決である。

その判例には、「情報が記載された部分が開示されてから1か月後の監査請求は、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるというべきである。」と示されている。

次に、甲第15号証を示す。

その一覧にある甲第1号証-1から-13までの13件の契約は、契約日から1年以上経過しているものの、甲第14号証の最高裁判所の判例が示す1か月後より短い1か月以内（当該13件の契約書類の開示日は令和3年11月19日である）に本件住民監査請求を行っていることから、正当な理由に該当するものである。

第7章 求める措置について

上記のとおり、89件の学校ごとに防犯カメラの設置工事を発注した財務会計行為は、①予定価格を定めず（川崎市契約規則第25条違反）、②見積書の審査を行うことなく（川崎市軽易

工事契約事務取扱規程第3条第2項違反)、また、③1件で発注可能な工事であるにも関わらず、89件に分割発注し、随意契約を行ったこと(地方自治法、同施行令、川崎市契約規則及び川崎市軽易工事契約事務取扱規程に違反)など、多くの点で、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に違反するなど、違法、不当であることから、次の措置の勧告を求めるものである。

ただし、現時点で89件すべての契約金額が明確となっていないことから、それらの金額が明らかになり次第、明確な金額を示すものである。

- 1 まず、89件の学校ごとの防犯カメラ設置工事の発注は、地方自治法等の法令等に違反した分割発注であると認定する勧告を求める。
- 2 次に、89件の学校ごとの防犯カメラの発注は分割発注であり、分割発注したことは、地方自治法に違反するもので、地方自治法第2条第16項に違反し、その結果、地方自治法第2条第17項が適用となり、契約は無効である。
したがって、89件の契約の総額である金額を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 3 次に、予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注が適正であったとした場合でも、各見積金額における一般管理費が国土交通省の基準を超えおり、適正な予定価格に違反していることから、一般管理費の基準を超えている金額を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 4 次に、予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注が適正であったとした場合でも、各見積金額における物品費は、適正な予定価格としての市場価格を大きく超えているもので、適正な物品価格を超えている金額を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 5 次に、予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注が適正であったとした場合でも、各見積金額における労務費は、川崎市が規定している令和2年度公共工事設計労務単価表に基づく人工単価を大きく超えているもので、適正な労務単価を超えている金額を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

川崎市職員措置請求書（補充書）

2022年（令和4年）1月11日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の住民監査請求について、未開示の公文書が追加開示されたこと及び新たな証拠の提出に伴い、当初の職員措置請求書を補充するため、次のとおり補充書を提出する。

第1章 違法性について

1 分割発注に係る違法性について

甲第16号証に示す東京都内の区及び市における防犯カメラの設置工事に係る契約結果は、次のとおりである。

- 品川区「五反田公園他148箇所防犯カメラ設置工事」
- 品川区「御殿山の丘公園他84箇所防犯カメラ設置工事」
- 練馬区「練馬区立石神井東小学校ほか30校防犯カメラ更新工事」
- 世田谷区「世田谷区立松沢小学校外19校防犯カメラ設備更新工事」
- 大田区「大森第四小学校ほか18校防犯カメラ設置工事」
- 西東京市「田無小学校ほか17校防犯カメラシステム更新工事」
- 墨田区「柳島小学校外16校防犯カメラ取替工事」
- 墨田区「緑小学校外10校防犯カメラ取替工事」
- 渋谷区「渋谷保育園ほか15園防犯カメラ設置その他工事」

上記のとおり、都内においては、地方自治法及び同施行令の規定に従い、いずれも複数箇所（ほか15園～他148箇所）の防犯カメラの設置等に係る工事を一括して競争入札としているものであり、川崎市教育委員会のように、各学校ごとに随意契約としているものではない。

地方自治法及び同施行令に係る適用は、川崎市と同様である。

したがって、法令等の適用は同様であることから、川崎市教育委員会が89件に分割発注し、しかも随意契約で行ったことは違法である。

なお、川崎市教育委員会は、学校ごとに契約することを原則とする規定を設けそれに従った契約であると主張するかもしれないが、それはあってはならないことである。

なぜならば、川崎市教育委員会の教員等については、川崎市教育委員会として、川崎市に納める住民税を免除するとの規定を設け、住民税を納めなくてもよいとしても良いのだろうか。

それは、決して許されるものではないものであることと、同様の理論である。

仮に、独自の規定や運用基準などを設けたとしても、その規定などが、憲法、法律、施行令、条例、規則等に違反する独自の規定であった場合は、それは違法な規定などであり、許されるものではない。

したがって、他都市の防犯カメラに係る契約状況に照らしても、川崎市教育委員会が行った89件の分割発注と随意契約による契約手続きは、違法である。

2 全校調査による計画性について

甲第17証を示す。

それは、防犯カメラの予算要求資料であり、そこには、平成元年6月補正予算にエントリーしたと記されている。

次に、甲第18号証を示す。

それは、令和2年5月11日付け「防犯カメラの設置等について（依頼）」の各小学校長に対する事務連絡文書である。

また、次に、甲第19号証を示す。

それは、前記甲第18号証の依頼文書に対する学校からの回答（全学校分は多量であることから川崎市小学校分のみを事例として抽出）である。

以上の甲第17証～甲第19号証に示すとおり、少なくとも、平成元年6月からは各学校に防犯カメラの設置工事を計画していたもので、89校の工事を一括して競争入札を行うための時間的余裕は、十分あったものである。

なお、時間的余裕については、甲第5号証のブロック塀撤去工事を実施したことで、最短で2ヶ月あれば工事発注が可能であることが証明されているものである。

したがって、89校の工事を一括して競争入札にかけるのではなく、各学校ごとに89校に分割し随意契約としたことは、教育委員会においては、全ての契約は軽易工事で発注するべしとする軽易工事至上主義に基づいて行われたもので、地方自治法及び同施行令の規定を無視した違法契約そのものである。

第2章 損害の程度について

1 一般管理費について

89件の契約書面が整ったことに伴い、甲第7号証を取り下げ、それに代わる甲第20号証-1（甲第20号証-2には、現場作業員の労務費は、現場管理費に計上することになっているが、本件の労務費としては、別途労務費を別計上していることから、現場管理費としての計上は不要）を示す。

(1) 89件の1件ごとの見積金額での損害額

仮に、1件ごとに適正な一般管理費か否かを検証すると、国土交通省の一般管理費率の上限（一般管理費率＝ $29.102 - 3.340 \times \log$ （千円止めの工事原価））を超えている個別の見積額があり、その不適切な一般管理費の合計金額は、「3,809,434円」である。

(2) 89件を1件工事として発注した場合の損害額

仮に、89件を1件工事として発注した場合、その適正な一般管理費は、12,575,848円であり、1件ごとの見積金額は、19,030,604円であることからして、その差額である「6,454,756円」が損害額である。

2 カメラ及び録画機、モニター等について

甲第21号証を示す。

これは、防犯カメラ及び録画機、モニター等の一般的な防犯カメラセット一式に係る見積金額を示したものである。

教育委員会による一部不開示処分により、その見積額の全貌を確認することはできない状況にあるが、不開示なりに想定することにより次のとおり、不適切な見積金額と思われることが想定できたものである。

①まず、カメラ代金の中で、3万円台～5万円台の契約案件が、8件見受けられることから、1台当たりの平均カメラ単価を50,000円と想定する。

②次に、カメラ代金の総合計と思われる14,594,605円を50,000円で割ると、少なくとも、約292台の防犯カメラが設置されたと思われる。

③次に、カメラ代金の総合計想定金額及び想定台数によれば、1校あたりの平均設置台数≒約3台となる。

④次に、「約3台」購入する場合と「約300台」購入する場合とは、「予定価格の算定」にある「数量の多寡」でいういわゆるスケールメリットとか数量効果と言われている割引が想定される。

⑤次に、スケールメリットとか数量効果と言われている割引率を30%と想定すると、学校ごとの分割契約と89校を一括競争入札した場合とを比較すると、カメラのみでは次の金額が削減されると想定できる。

⑥その金額は、 $14,594,605円 \times 30\% = 4,378,381円$

⑦また、カメラを含む防犯カメラ等の一式機器類(録画機、モニター等)の合計金額は、次のとおりである。

⑧39,593,375円である。

⑨カメラと同様にスケールメリットとか数量効果と言われている割引を想定する。

⑩割引率を30%と想定すると、次の計算式となる。

⑪ $39,593,375円 \times 30\% = 11,878,012円$

⑫したがって、カメラを含む防犯カメラ一式セットを学校ごとの分割発注ではなく、89校を一括して競争入札した場合の削減金額は、次の金額となる。

⑬11,878,012円

3 防犯カメラ設置工事の契約金額の事例について

甲第22号証-1~-3を示す。

①千葉県の実例では、全10ヶ所で、4,158,000円であり、1ヶ所あたり415,800円であった。

②京都府八幡市の事例では、全6ヶ所で、2,890,250円であり、1ヶ所あたり、481,708円であった。

③京都府井手町の事例では、1ヶ所で、442,200円であった。

以上のとおり、いずれも、1ヶ所あたり、40万円代で契約された事例である。

なお、その40万円台の金額には、カメラ、録画機及びモニターの他に、工事に係る労務費、配線・配管等の材料費、一般管理費等々を含む金額である。

本件対象の川崎市の89件の工事費の合計は、132,404,580円(当初契約金額)で、1件あたりの工事費は、1,487,691円となっている。

したがって、前記3件の契約事例と川崎市の契約事例では、川崎市の方が、1件あたり、約100万円高い契約金額となっているものである。

4 カメラ及び録画機についての市場価格について

甲第23号証-1~-2を示す。

①株式会社アルコムホームページであり、カメラと録画機の各セット価格が載っている。

カメラ1台と録画機1台のセットであると、87,670円であり、220万画素のカメラ4台と録画機1台のセットであると、176,220円となっている。

カメラ4台のセットの場合、カメラ1台の場合と比較して、カメラが3台増えても、88,550円しか増額されていない。

つまり、数量効果で、増加分のカメラ1台あたり、29,516円となっているものである。

②株式会社アチェンドのホームページであり、カメラと録画機の各セット価格が載っている。

800万画素のカメラ4台と録画機1台のセットであると、114,400円であり、同じく800万画素のカメラ8台と録画機1台カメラのセットであると、223,300円となっている。

カメラ4台のセットの場合、カメラ8台の場合と比較して、カメラが4台増えても、108,900円しか増額されていない。

つまり、数量効果で、増加分のカメラ1台あたり、27,225円となっているものである。

以上のとおり、220万画素のカメラ4台と録画機1台のセットであると、176,220円、また、800万画素のカメラ8台と録画機1台のセットであると、223,300円となっており、カメラを増加した場合でも、それぞれカメラ1台あたり29,516円とか27,225円の金額増加にとどまっている。

つまり、カメラと録画機の各1台セットの市場価格は、10万円までであり、220万画素のカメラ4台と録画機1台のセットであると、176,220円であつたり、800万画素のカメラ4台と録画機1台のセットであると、114,400円であつたり、企業の戦略の違いによる単価の違いがあるものの、カメラ4台と録画機のセットでは、10万円以上20万円未満の価格帯となっているものである。

また、数量効果も明確となっており、カメラ1台増加した場合でも、1台あたりの単価は、3万円未満となっていることが、市場価格である。

- 5 設置工事付きの防犯カメラセット（カメラ及び録画機）についての市場価格について
甲第24号証-1~-3を示す。

- ①株式会社ゼストの事例では、工事費込みで、79,800円となっている。
- ②防犯カメラ設置110番の事例では、工事費込みで、98,800円となっている。
- ③株式会社HEROESの事例では、200万画素での工事費込みで、75,000円となっている。

以上のとおり、カメラ1台、録画機1台そして工事費込みの場合で、それぞれ8万円から10万円前後の金額となっているものである。

また、カメラが1台追加されても、ほぼ1台あたり、1万5千円～3万円前後の追加料金と思われる。

なお、本件の川崎市の89件の工事費の合計は、132,404,580円（当初契約金額）で、1件あたりの工事費は、1,487,691円となっている。

このことからしても、本件の川崎市の89件の工事費は、1件あたり、100万円前後は市場価格から高くなっていると思われる。

- 6 労務費について

甲第25号証を示す。

- ①労務費について、甲第26号に示す国土交通省による「公共建築工事標準単価積算基準」によるものとされている。
- ②その基準によると、設計労務単価は、「電工」で積算することとされている。
- ③労務費の単価は、甲第27号に示す川崎市による令和2年度「公共工事設計労務単価表」によるものとされている。
- ④前記甲第26号及び甲第27号の基準に基づく「電工」の単価は、「23,500円」（法定福利費等の経費を含めた場合は、33,000円）と示されている。
- ⑤1日当たりの作業員数を、3人と想定した。
- ⑥そこで、甲第28号証に示す本件89件の「軽易工事施工台帳（工事記録簿）」における「設置、配線、配管等に係る作業日数」から積算した。
- ⑦甲第25号証甲、Aとする「設置、配線、配管等に係る作業日数」×Bとする（「電工の1日8時間労働の労務単価＝23,500円」×「1日当たりの作業員数＝3人と想定」）＝国土交通省及び川崎市の基準に基づく適正な労務費
- ⑧甲第25号証中、Dとする「見積額労務費の合計金額」－Bとする「実労務費と思われる合計金額」＝Cとする「不適切な労務費」が算出できる。
- ⑨その金額は、次のとおり。
- ⑩27,492,020円

以上のとおり、労務費については、国土交通省及び川崎市における設計基準により算出した不適切な労務費の合計金額は、27,492,020円と算出されたものである。

7 「雑材及び消耗品費」について

甲第29号証を示す。

①「雑材及び消耗品費」については、甲第30号に示す国土交通省による「公共建築工事標準単価積算基準」によるものとされている。

②甲第29号に示す国土交通省の基準によると、雑材料の積算は、材料価格×【0.02】又は【0.03】又は【0.05】となっている。

③その最大数値である【0.05】を採用し、試算してみる。

④なお、防犯カメラ、録画機、モニター等の電気機器類については、設置する際に「雑材及び消耗品」はまったく必要ないことから、試算しないものとする。また、ケーブル類は、全件に共通している。

⑤したがって、ケーブル類については、「雑材及び消耗品」が必要となる場合も、可能性としてなくはないことからケーブル類について「雑材及び消耗品」の予定価格として、国土交通省の基準である「材料費×0.05」で試算する。

⑥その結果、89件の「雑材及び消耗品」の予定価格は、次の金額となる。

⑦161,460円

⑧以上のことから、不適切な「雑材及び消耗品」の見積額は、次のとおりである。

⑨1,751,617円

8 「収納箱」について

甲第31号証を示す。

①まず、収納箱に係る見積りを計上していない契約案件が、36もある。全体の40%が計上していない。

②収納箱は、本当に必要なものであったのか。

③必要なものであれば、89件すべてに計上されていなくてはならないものである。

④そこからの疑問は、中に何を収納するための収納箱なのか。

⑤また、計上した案件でも、各縦横奥行のサイズが一樣ではなく、それはなぜなのか。

⑥さらに、見積金額としては、28,800~110,000円まで、かなりばらつきがあるが、発注仕様書は一律ではなかったのか。

⑦金額が、110,000円のもの、4件あるが、インターネットで検索しても、該当する収納箱がなく、本当に備えられているのか疑問である。

⑧同一業者でありながら、見積金額が違う案件があるが、発注仕様書に違いがあったのか。

⑨日吉小学校の収納箱の場合、メーカー価格を上回る見積金額となっているが、なぜメーカー価格を上回る金額が見積もられ、それをよしとしているのはなぜか。

⑩したがって、メーカー価格を上回る見積金額については、少なくとも、不適切な金額であり、その金額は次のとおりである。

⑪1,960円

⑫なお、110,000円の収納箱についても、型番に該当する収納箱が見当たらないことから、合理的な理由が示されなければ、それは、不適切と言わなければならない。

以上のことから、111,960円が不適切な見積額と想定できるものである。

9 「運搬費」について

甲第32号証を示す。

①運搬費に係る予定価格設定の基準が、甲第33号証に示されている。

②89件中、「運搬費」が見積もられているのは、23件のみ。4分の3（75%）が運搬費を見積っていない。運搬費は、本当に必要なものであったのか。

③必要なものであれば、89件すべてに計上されていなくてはならないものである。

④見積りがある場合でも、1,000円から33,000円まで金額の差があるが、そ

の理由は。

⑤甲第33号証の31ページの一覧表によれば、10kgまでが、1,180円で、各重量ごとに基準がある。

⑥したがって、該当する重量による運搬費でなければならない。

⑦上記の基準からすると、仮に、見積り額があったとしても、適正な予定価格は、次のとおり。

⑧運搬する重量の基準は、10kg程度と思われることから、1,180円を超える見積額は不適正。

⑨10kgを超える重量である場合は、それぞれの重量を示さなければならない。

⑩したがって、少なくとも、不適切な金額は次のとおりである。

⑪1,000円を超える見積額は、18件で267,000円あり、そこから各1,000円の18,000円を引く金額が不適切であり、その金額は、次のとおり。

⑫249,000円

10 「養生費」「法定福利費」及び「交通誘導員費」について

(1) 養生費について

甲第34号証を示す。

①養生費に係る予定価格設定の基準が、甲第35号証に示されている。

②まず、「養生費」について、篠原電機工業株式会社のみが2件計上し、他の87件は計上せず。

③必要なものであれば、89件すべてに計上されていなくてはならないものである。

④養生費に適用する労務費は、甲第35号証に示すとおり、「普通作業員」の単価が適用となる。

⑤法定福利費などを含めた場合の普通作業員の単価が、30,200円、歩掛が延べ面積1㎡当たり、0.018となっている。

⑥したがって、法定福利費等を含めない場合は、1㎡当たりの単価が、387円。含めた場合は、543円。

⑦そこで、御幸小学校は、20,000円、及び西御幸小学校が、15,000円と見積もられている。

⑧20,000円だと、51㎡、15,000円だと38㎡。法定福利費を含めた場合は、それぞれ約37㎡と28㎡。

⑨6畳の部屋の面積が、 $3.6 \times 2.7 = 9.72$ 、 $51 \text{㎡} \div 9.72 = 5.220$ 、000円だと6畳の広さが、約5部屋分。同じく、15,000円だと6畳の広さが、約3部屋分

⑩法定福利費を含めた場合は、それぞれ、6畳の部屋の広さが、3.8部屋分及び2.8部屋分となる。

⑪それだけの広さの養生を行う必要が有るのか、予定価格の設定に疑問有り。

⑫仮に、養生費を必要とするのであれば、せいぜい5㎡と想定し、法定福利費等を含めない場合は、1㎡当たりの単価が、387円。含めた場合は、543円であることから、法定福利費等を含めた場合で試算すると、 $543 \text{円} \times 5 \text{㎡} = 2,715 \text{円}$ となり、それぞれ20,000円と15,000円から2,715円を差し引いた17,285円及び12,285円の合計金額である次の金額が不適切な見積金額である。

⑬29,570円

(2) 法定福利費について

甲第36号証-1～-2示す。

①法定福利費に係る予定価格設定の基準が、甲第36号証-1～-2に示されている。

②次に、「法定福利費」であるが、「(株)富士電気商会」、「三洋工業(株)川崎事務所」

及び「島田電設工業（株）」のみ計上。

③法定とされ、必要なものであれば、89件すべてに計上されていなくてはならないものである。

④しかも、「(株)富士電気商会」の場合は、2件中、1件のみ「法定福利費」を計上。同一企業の同様案件の積算で、1件には計上し他の1件には計上しない摩訶不思議な見積となっている。

⑤やはり、予定価格書の作成をしていないことと、予定価格の設定そのものをまったく設定していないのではないかということが明らかになっている状況である。

⑥法定福利費は、労務費総額×法定保険料率で算出することになることから、適正でない労務費総額の場合、法定福利費も適正ではなくなるものである。

⑦したがって、計上された法定福利費全額が不適切であるとし、その金額は次のとおりである。

⑧207,000円

⑨なお、見積もった法定福利費が適正であるとするのであれば、法定である以上、その立証は容易であることから、根拠を明示すべきである。

(3) 交通誘導員費について

①協成電気（株）が1社のみ計上している。

②現場は、下小田中小学校に接する生活道路であり、交通量が多いとは思えない。

③したがって、高所作業車が1台道路に駐車することに伴う交通誘導員であることから、1名で対応可である。

④甲第27号証に示すとおり、公共労務単価としての法定福利費を含めた場合でも、21,700円であり、34,000円の予定価格は不適切。

⑤したがって、不適切な金額は、次のとおり。

⑥12,300円

⑦34,000円が適正であるとするのであれば、予定価格の設定における単価及び人工数等の根拠を明示すべきである。

第3章 公文書の一部不開示について

(1) 東京都及び世田谷区の事例について

甲第37号証-1～-2号証を示す。

甲第37号証-1は、東京都教育委員会における平成28年度の主要事務事業の概要である。

その31ページの「5公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備」の項目中、「学校内への不審者侵入の抑止、初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新についての支援を行う。」とあり、設置場所については「校門等」と明確に記されているものである。

次に、甲第37号証-2は、令和元年10月31日に開催された「第1回世田谷区立瀬田小学校改築基本構想検討委員会」の議事録である。

そのII-17ページ「㊦安全設備」の項目に「通用門等に、防犯カメラ及びカメラ付きインターホンを設置し来校者の確認を行う。」とあり、設置場所を「通用門等」と明確に記載しているものである。

さらに、II-22ページ及びII-27ページにおいては、より具体的な設置場所として、「児童用昇降口」及び「生徒用昇降口」への設置も記されているものである。

少なくとも、以上の事例に照らした場合でも、設置場所について、開示しないことは、違法・不当である。

(2) 川崎市立稗原小学校の事例について

甲第38号証を示す。

甲第1号証-55にあるカメラの金額が一番多額であった稗原小学校の防犯カメラの設置状況を示す写真である。

まず、必ず、「防犯カメラ作動中」のお知らせが貼付されており、その先に防犯カメラが設置されていることが分かる。

(3) 不開示の理由について

そこで、甲第39号証を示す。

そこには、不開示の理由として「公にすることにより、防犯カメラの設置により期待される、犯罪、いたずら等の行為を抑止及び予防する効果を減退させるおそれがあり、学校施設における犯罪対策の適正な遂行に支障を及ぼすため」とある。

それでは、設置場所については、教育委員会が「防犯カメラ作動中」と自ら公にしており、現地では、明確にカメラの設置状況が分かる設置状況となっている。

つまり、公にしたくないというのであれば、「防犯カメラ作動中」のお知らせを貼付してはいけないし、カメラそのものも防犯カメラであることを悟られないように設置しなければならないものである。

まさに、教育委員会は、自己矛盾となることを行っているものである。

(4) 録画機やモニターの型番及び単価の不開示について

録画機やモニターの型番及び単価について、不開示としているが、それらの不開示と「公にすることにより、防犯カメラの設置により期待される、犯罪、いたずら等の行為を抑止及び予防する効果を減退させるおそれがあり、学校施設における犯罪対策の適正な遂行に支障を及ぼすため」とある不開示理由とは関連性はない。

つまり、校門に「防犯カメラ作動中」というお知らせがあり、その先を見れば、実際に防犯カメラの存在を知ることができるものであるが、一般的には、防犯カメラと録画機とモニターは一体となって防犯カメラの機能を発揮するものであり、防犯カメラの存在を知った場合は、録画機もモニターもあると思うことが一般的である。

テレビや新聞などでの報道で、録画機とモニターの存在及びその解像度などの機能の違いによって、犯罪、いたずら等の行為を抑止及び予防する効果に影響があったとする報道を目にしたことは無い。

教育委員会は、カメラ、録画機、モニター等の解像度が公になった場合、犯罪、いたずら等の行為の抑止及び予防について、影響があるので開示できない旨の言及があったが、本当にそうであれば、それを証明しなければならない。

証明できないのであれば、不開示処分を取り消し、全部開示とすべきである。

全部開示を拒否し続けるのであれば、その「こころ」は、不適切な契約状況を知られたくないためのみが理由の不開示処分と思わざるを得ない。

次に甲第40号証を示す。

不開示処分の該当条文として、川崎市情報公開条例第8条第4号に該当するとしているが、第4号にはさらに、次に掲げるものとして「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」の5つの該当事例が規定されている。

しかしながら、甲第39号証には、それらの「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」のどれに該当するかが記載されていないことから、甲第39号証の不開不処分は、瑕疵ある処分であり、取り消されるべきである。

また、その43ページの解釈・運用における「3」においては、「支障」の程度は実質的なものであること、そして、「おそれ」の程度は、「法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。」との解釈・運用について記載されていることから、「支障」及び「おそれ」について具体的に明らかにしなければ、違法・不当な不開示処分である。

ただちに、全部開示を求める。

第4章 予定価格を定めないことによる違法契約について

令和3年12月17日付けの職員措置請求書において、甲第9号証及び甲第10号証を示したものであるが、「第2章 損害の程度について」において、不適切な見積金額について検証を行ったものであるが、そこにおいても、次から次と不適切な見積状況が明らかになっており、それらの状況は、間違いなく予定価格を定めなかったことが原因であることが明らかになったものである。

したがって、89件の防犯カメラの発注は、予定価格を定めずに行ったもので、違法である。

第5章 見積金額の審査を行っていないことについて

甲第13号証を示す。

甲第13号証は、川崎市軽易工事契約事務取扱規程であり、その第3条第2項に「見積書の審査」に係る規定がある。

それによれば、提出された見積書については、見積り額が適正か否かの審査を行うことになっているものである。

しかしながら、「第2章 損害の程度について」における不適切な見積金額についての検証をみて分かる通り、審査がまったく行われていなかった状況が明らかになっているものである。

審査を行ったとするのであれば、「第2章 損害の程度について」における不適切な見積金額について、根拠を示して反論すべきである。

反論できないのであれば、審査を行っていないこと及び不適切な見積金額であったことを認めるべきである。

第6章 1年制限について

甲第14号証を示す。

それは、最高裁判所の判例であり、1年経過してからも少なくとも、その1月以内の監査請求については、正当な理由であることを最高裁判所が認めているものである。

したがって、本件89件の住民監査請求は、そのすべてを監査対象とすべきである。

第7章 川崎市監査基準について

甲第41号証を示す。

それは、「令和2年1月30日監査訓令第1号川崎市監査基準」である。

その第1条、第2条、第3条、第12条及び第17条には、次のとおりの規定がある。

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3第1項に規定する監査基準であり、法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為について、基本原則を定めるものとする。

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する

る報告等を決定し、これを議会並びに市長、関係する行政委員会等(以下「市長等」という。)に提出するものとする。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(2) 行政監査(法第199条第2項)事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項第8号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(2) 行政監査 前項第1号から第7号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていること

以上のとおり、第2条に目的として「監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されている。

したがって、監査は、第2条の目的を達成するため、「法」及び「証拠」に基づきその結果を導くものであり、それ以上でもそれ以下でもないものであることから、本件請求においても、「法」と「証拠」に基づき、89件の防犯カメラ工事が、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則及び川崎市軽易工事契約事務取扱規程並びに国土交通省の「公共建築工事標準単価積算基準」、「土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用」及び川崎市の「公共工事設計労務単価表」の法令等に適合し予定価格を定め発注したものなのか、また、それらの法令及び基準を適用し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な防犯カメラ工事の実施であったのかなかったの、判断すべきものである。

第8章 求める措置について

上記のとおり、89件の学校ごとに防犯カメラの設置工事を発注した財務会計行為は、① 予定価格を定めず(川崎市契約規則第25条違反)、②見積書の審査を行うことなく(川崎市軽易工事契約事務取扱規程第3条第2項違反)、また、③1件で発注可能な工事であるにも関わらず、89件に分割発注し、随意契約を行ったこと(地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程違反)並びに④国土交通省が定める「公共建築工事標準単価積算基準」及び「土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用」及び⑤川崎市の「公共工事設計労務単価表」の基準を遵守しなかったことなど、多くの点で、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程、国土交通省の「公共建築工事標準単価積算基準」及び「土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用」、川崎市の「公共工事設計労務単価表」の法令等及び適用基準に違反するなど、公共工事を発す

る際の法令等及び各適用基準に数多く違反した89件の発注であることから、本件89件の防犯カメラ工事は、違法、不当であり、次の措置の勧告を求めるものである。

- 1 主位的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注は、地方自治法等の法令等に違反した違法・不当な分割発注契約であると認定し、今後、同様の違法・不当な契約を防止・是正する勧告を求める。
- 2 主位的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注は分割発注であり、分割発注したことは、地方自治法に違反するもので、地方自治法第2条第16項に違反し、同条第17項に該当するもので契約は無効であり、89件の契約の総額(変更契約後の総額)である131,037,280円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 3 予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラの発注が適正であったとした場合でも、各見積金額における一般管理費が国土交通省の基準を超えている金額である3,809,434円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 4 予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラ工事を一括発注し場合の一般管理費の国土交通省の基準を超えている金額である6,454,756円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 5 予備的請求として、89件の学校ごとの防犯カメラ工事を一括発注し場合のカメラの金額の数量効果を想定した金額である4,378,381円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 6 予備的請求として、前記5を含む録画機、モニター等を含む防犯カメラ工事セットの金額となる11,878,012円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 7 予備的請求として、国土交通省の積算基準及び川崎市の労務単価に適合しない労務費の金額となる27,492,020円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 8 予備的請求として、国土交通省の「雑材」に係る積算基準に適合しない「雑材及び消耗品費」の金額となる1,751,617円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 9 予備的請求として、「収納箱」に係るメーカー価格を上回る金額となる1,960円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 10 予備的請求として、「収納箱」に係る110,000円の見積金額については、記載された型番について、インターネットで検索しても該当する収納箱が見当たらないことから、4件の110,000円の収納箱の合計金額である440,000円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 11 予備的請求として、「交通運搬費」に係る国土交通省の積算基準に基づかない金額である249,000円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 12 予備的請求として、「養生費」に係る国土交通省の積算基準に基づかない金額である29,570円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 13 予備的請求として、「法定福利費」に係る金額である207,000円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。
- 14 予備的請求として、「交通誘導員費」に係る川崎市の労務単価の基準に基づかない金額である12,300円を川崎市に返還させるなどの必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

川崎市職員措置請求書（補充書その2）

2022年（令和4年）1月14日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の住民監査請求及び1月11日付けの補充書に追加する新たな証拠の提出に伴い、次のとおり補充書その2を提出する。

第1章 随意契約における予定価格の設定の必要性について

- 1 別件の住民訴訟で被告川崎市から提出された【乙第23号証】について
甲第42号証を示す。

被告川崎市から提出された乙第23号証には、「一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結する場合と同様に、随意契約により契約を締結する場合においても、予定価格を定めるべきである」と記されている。

また、その前段には、「地方公共団体の実情に応じて、規則で定めることが適当」とあり、その規則に定めるとの規則が、甲第11号証に示した川崎市契約規則であり、その第25条に「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」とあるものである。

したがって、

- ①随意契約においても、一般競争入札又は指名競争入札と同様に随意契約においても、予定価格を定めなければならない規定が、川崎市契約規則に規定されていること、
- ②甲第9号証に示した広島地方裁判所の「予定価格を定めない契約は違法」との裁判例があること、
- ③本件89件の防犯カメラの工事は、予定価格を定めていないことは甲第10号証からも明らかなこと、以上のことから、本件89件の防犯カメラの工事は、予定価格を定めていないことを以て、違法な契約であることは明らかである。

- 2 予定価格作成の意義、予定価格の決定の基準及び川崎市契約規則第14条第2項に相当する予決令第80条第2の説明について
甲第43号証を示す。

- (1) 予定価格の役割（予定価格作成の意義）について

603ページから604ページにある予定価格の役割（予定価格作成の意義）において、「歳出予算の拘束性から、たとえ最低価格であっても歳出予算を超えるものについては、契約の成立を認めるべきではないことはもちろん、その契約の代価が各般の実情から見て適切な価格を超えるものであってはならない。元来、歳出予算は、これを超えて債務負担をすることは認められないとともに、その金額を支出すべき義務を負うようなものではないから、その金額の範囲内において、その当時における適切な価格の範囲内であることが必要である。このような見地から予定価格を作成し、予定価格の範囲内において原則として最低入札価格をもって落札価格としようとするものである。」とある。

- (2) 予定価格の決定の基準について

607ページから609ページにかけて予定価格の決定の基準において「ア 積算価格」及び「イ 積算価格の算定」がある。

まず、「ア 積算価格」においては、「積算価格とは、予定価格決定の基礎とするために、原価計算方式又は市場価格方式により積算して得られた計算値をいう。」とある。

次に、「イ 積算価格の算定」においては、「(ア) 市場価格方式」として「(i) 一般

に市販されている品物を購入することが多い。このような品物には、通常一般市場で取引されている価格（市場価格）がある。それを基礎として、積算価格を算定する方式を市場価格方式と称し、通常次に掲げる物品の価格の計算は、この方式により算定することが多い。「a 市場価格のある物品（取引の実例価格として一般に公表されている価格のある物品。）」とあり、「(ii) 市場価格方式による積算価格は、定価、販売実績価格をもとに決めるが市場価格の調査に当たっては、信用のある価格調査機関の発行する定期刊行物を利用することとし、必要に応じて各種の実地調査も行う必要がある。」また、その後段には「さらに取引数量…による割引又は値引を十分考慮して積算価格を算定する必要がある。」とある。

そして「(iii) 割引率の調査」として「a 取引数量による割引」があり、具体的には、次の「6 予決令第80条第2項の説明」に記載されている。

予決令第80条第2項は、川崎市契約規則第14条第2項に相当するもので、「取引の実例価格」「需給の状況」「履行の難易」「契約数量の多寡」及び「履行期間の長短」があり、中でも、「契約数量の多寡」については「市場生産品は、数量の多寡により段階別価格制（元売価格、卸売価格、小売価格）があり、数量による価格差異を持っている。」とある。

なお、現在の市場生産品については、大手スーパーや家電量販店又はドラッグストアチェーン店など、大量にメーカーなどから大量に購入することで、一般消費者に対し、町中の商店街にある個人商店などと比較して、より低価格で商品を販売するビジネスモデルが多く業種で見受けられるものである。

したがって、「予定価格の算定」における「数量の多寡」という要素は、決して無視してはいけない要素であり、本件の防犯カメラ等の市販品についても、この「数量の多寡」については、十分考慮しなければならないものである。

3 予定価格を定めることについての総務省の指摘事項について

甲第44号証を示す。

総務省行政評価局が指摘した予定価格を定めることについては、甲第44号証の79ページにある「(2) 適切な予定価格の設定」には「また、予決令第99条の5の規定により、随意契約による場合についても予定価格を定めなければならないこととされ」とある。

なお、予決令の規定は、川崎市契約規則の第13条、第14条及び第25条と同様の規定である。

また、参考見積書の徴取については、「原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める」とこととされた。」とあり、参考見積りを1者のみから徴取することは適正な予定価格の設定からすると不適切であるものである。

実際、本件防犯カメラ契約に係る参考見積りにおいて、1者からのみの参考見積りを下回る「入札に該当する見積書」が数件見受けられていたものである。

4 川崎市長選挙における数量効果について

甲第45号証を示す。

昨年の川崎市長選挙において、一度確定していた選挙期日について、急遽決まった衆議院選挙の日程に川崎市長選挙の日程も合わせることで、1億円のコスト削減に繋がったとの神奈川新聞の報道である。

当然のことで、当初の予定から1週間ずらすことで、1億円の経費削減に繋がることであれば、既に、特定の期日を市長選挙の日と公表していたものの、2つの選挙を同日に行うことで、2回行うことによる各経費が1回で済むことになり、経費削減に繋がったものである。

本件防犯カメラ工事も、89件の契約手続き及び89件の各業者がカメラ等の購入手続きと1件の契約手続き及び1件のカメラ等の購入手続きを比較検討した場合、明らかに契約手続きは、職員の事務負担が軽減され、業者のカメラ等の購入金額も「数量の多寡」つまり数量効果により、割引率の適用があり、相当な経費削減に繋がるものである。

第2章 堺市における少額随意契約に係る規定について

甲第46号証を示す。

堺市においては、少額随意契約のより適正な適用を考慮し、要綱を策定しているものである。

その一例として、教育委員会の規定を証拠として示す。

第3章 少額随意契約に係る収賄事件について

甲第47号証を示す。

この事例は、九州地方整備局における加重収賄事件の概要であるが、内容としては、少額随意契約に分割発注し、かつ、適正な予定価格から水増した発注を行い、受注した業者から便宜を図った見返りに約35万円相当の品物を受け取ったという刑事事件である。

このような刑事事件が、川崎市で発生しないことを願うものである。

川崎市職員措置請求書（補充書その3）

2022年（令和4年）1月14日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の住民監査請求及び1月11日付けの補充書に追加する新たな証拠の提出に伴う補充書その2にさらに追加して証拠を提出するため、補充書その3を提出する。

第1章 川崎市における公共工事積算基準等の運用について

甲第48号証を示す。

その1ページにおいて、「1 目的」として「本運用は、適正な工事費の積算に用いることを目的に、「川崎市まちづくり局施設整備部として「公共建築工事積算基準（平成31年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築コスト管理システム研究所発行）の運用を定めたものである。」としている。

そして、その積算基準の内容としては、「公共建築工事積算基準（国土交通省）平成28年12月」の各基準が示されている。

1月11日付けの補充書の「第2章 損害の程度について」における損害額の算出の根拠は、主として「公共建築工事積算基準（国土交通省）平成28年12月」の基準を基にした算出であり、その根拠は適正な根拠である。

なお、請求者は、技術系の学校を卒業しているものではないが、法令や一定の基準を理解することはできることから、教育委員会の技術職の職員及び契約行為を日常的に担っている職員は、請求者以上の知識と経験があるものである。

このことから、甲第48号証を始めとして「公共建築工事積算基準（平成31年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築コスト管理システム研究所発行）には教育委員会の職員は精通しているものであり、それらにある基準等に基づけば、適正な予定価格の算出は十分可能と思われる。

それらの基準にない予定価格については、業者から参考見積りを徴取することもやむを得ないものが在るが、最初から、甲第48号証を始めとして「公共建築工事積算基準（平成31年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築コスト管理システム研究所発行）等の書籍類を確認することなしに、全ての工事内容を業者からの参考見積書に頼った結果、適正な予定価格となるべき金額を上回る見積書が提出されたものと推測できるものである。

それを証明するものが、防犯カメラの工事という同一の工事であるにも関わらず、各89件の発注仕様書の内容が同一ではなく、バラバラの発注仕様書となっているものである。

国土交通省の「公共建築工事積算基準」を基にした発注仕様書であれば、基本的に、89件の発注仕様書は、カメラの個数やケーブルの延長などの違いはあっても、項目としての発注仕様書は同一になるはずである。

以上のことから、発注仕様書等を業者に丸投げした本件89件の予定価格は、適正な予定価格の算出を行わない状況で発注したもので、甲第9号証に示した裁判例にもあるとおり、本件89件の防犯カメラの工事は、違法な発注であったことが明らかである。

川崎市職員措置請求書（補充書その4）

2022年（令和4年）1月25日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の川崎市職員措置請求書及びその後追加した補充書、補充書その2、補充書その3にさらに新たな証拠を追加するため補充書その4を提出する。

第1章 軽易工事（少額随意契約）の予定価格に係る「そもそも」について

(1) 本件89件の防犯カメラの発注に係る適用法令について

甲第49号証を示す。

これは、本件89件の内の1件の甲第1号証-1にある予算執行何書の写しである。その予算執行に係る何いの内容に「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により」と明らかに明記してある。

なお、89件すべてにおいて同様の記載となっている。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号について

甲第50号証を示す。

これは、前記甲第49号証に記載のある地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定及び川崎市契約規則第24条の2の規定である。

まず、地方自治法施行令には、「普通地方公共団体の規則で定める額」とあり、その「普通地方公共団体の規則」とは川崎市契約規則であり、また「定める額」とは、川崎市契約規則第24条の2に規定があり、軽易工事（少額随意契約）の場合、第1号に2,500,000円と規定されているものである。

そして、その「普通地方公共団体の規則で定める額」には、その前提としての「その予定価格」との文言がかかっている。

したがって、法令等の適用を整理すると、川崎市においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、川崎市契約規則第24条の2の規定があり、そこには、軽易工事（少額随意契約）の額として「2,500,000円」という金額が規定されているものである。

そこで、一番重要なことは、その「2,500,000円」という金額には、「その予定価格」との文言がかかっていることで、川崎市において軽易工事（少額随意契約）を発注する場合は、まず第一に、その発注金額の予定価格が「2,500,000円」の範囲内に収まっているか否かを算出し、収まっていれば、軽易工事（少額随意契約）としての発注が可能となり、収まっていない場合は、一般競争入札（もしくは指名競争入札を含む）として発注する手続きを執ることが、地方自治法施行令及び川崎市契約規則に明確に規定されているものである。

(3) 予定価格についての結論について

以上のことを踏まえ、甲第9号証（広島地方裁判所判決）及び甲第10号証（本件89件の防犯カメラの工事は、予定価格書を作成していない事実）をも併せて検証した場合、本件89件の防犯カメラの工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2の法令等に定められた予定価格を算出することなく発注したもので違法な発注であったことは法令等の規定から明らかである。

第2章 違法発注が川崎市においてまかり通っていた理由について

(1) 軽易工事至上主義について

甲第51号証を示す。

これは、教育委員会の平成15年度から令和2年度までの軽易工事（少額随意契約）及び一般競争入札（もしくは指名競争入札を含む）の10万円刻みの工事件数一覧である。

一目瞭然、教育委員会は、ほぼ100%軽易工事（少額随意契約）でしか発注をしていないものである。

次に、甲第52号証を示す。

平成30年度までは、対象工事は補修工事のみであったもので、どこがどんなに壊れていようとその補修工事は、軽易工事至上主義を厳守するためにほぼすべて250万円以内の工事費とし、例えば、体育館の天井の補修をステージ側、道路側そしてグラウンド側の3つに分割発注したり、西側、中央そして東側の3つに分割発注したり、さらに、体育館の屋根の補修で、西側と東側の2つに分割発注したりしていたものである。

体育館の天井や屋根は、面積が広くかつ全面的な工事を行わなければ工事目的が達成できないことから、1件で発注する場合はどうしても軽易工事（少額随意契約）の上限金額を超えてしまうことになり、意図的に3つとか2つに分割発注する手法を編み出したものと思われる。

また、繰り返しの指摘となるが、本件における軽易工事至上主義を示す事例としては、令和3年12月17日付け職員措置請求書の「第1章」における「2」の「(5)」において次のとおりの指摘をしている。

「(5) 意図的な分割発注

甲第1号証-1の11ページ目にある見積依頼書の添付図面である学校の平面図の右上に手書きで「但し、工事が250万円を越える場合は、250万円のできる範囲(台数)とする。」との書き込みがある。

(2) 見積金額の審査を行っていないことについて

既に、甲第13号証を示して、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第3条第2項において「見積書の審査」に係る規定を示し、見積書の審査は必須事項であることを示したが、上記の予定価格の規定の面から見積書の審査について検証した場合、次のことが読み取れるものである。

つまり、見積書の審査をしていなかったことは明らかであるが、それではなぜ審査をしていなかったのか。

なぜならば、見積書の審査をしたくても、その審査の前提となる予定価格書を作成してなかったため、審査したくてもできない状況がそこにはあったものである。

(3) 参考見積りもしくは下見積りの1者徴取について

89件の見積書及び参考見積り（下見積り）を検証したが、数件において、参考見積り（下見積り）を下回る見積書が見受けられたものである。

国も指導しているが、市場価格を探るには比較が必要であり、比較ができない1者のみからの参考見積り（下見積り）の徴取は、適切性に欠けるものである。

したがって、今後は、参考見積り（下見積り）の徴取は、複数とすべきである。

(4) 仕様書及び予定価格の設定における参考見積り（下見積り）への丸投げについて

本件では、適正な予定価格を設定していなかったことが明確になったものであるが、本件でも分かったように、国土交通省の基準等に従えば、一定の適正な予定価格は導き出せるものであり、それができないものについては、その部分のみを参考見積り（下見積り）として徴取すればいいものである。

そうでなければ、今後、本件以上に基準を大きく超える労務費が一人1日当たり10万円とか30万円という見積書が提出されることも想定でき、それがまかり通ってし

まうことになるものである。

まちづくり局が発注する一般競争入札もしくは指名競争入札の契約案件は、国土交通省の基準等に基づき予定価格を定め、発注しているものである。

しかしながら、各局、各課で発注する軽易工事（少額随意契約）は、仕様書及び予定価格の設定について、業者から徴取する参考見積り（下見積り）への丸投げが行われていることから、労務費も一般管理費も、労務費が一人1日当たり10万円とか30万円とか、また、一般管理費も50%とか80%とかがまかり通ってしまうことになり、地方自治法に定める「最少経費最大効果」の原則が保たれないことになるもので、ひいては川崎市の健全財政の確保に赤信号が灯ることになるものである。

そのようなことにならないため、川崎市監査委員が置かれ、監査委員は、監査を行うにあたり、その目的として、甲第41号証に示す川崎市監査基準第2条の「市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。」と規定されているものである。

川崎市職員措置請求書（補充書その5）

2022年（令和4年）1月26日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の川崎市職員措置請求書及びその後追加した補充書、補充書その2、補充書その3、補充書その4にさらに新たな証拠を追加するため補充書その5を提出する。

第1章 数量の多寡（数量効果・スケールメリット）について

(1) メーカー自身のホームページについて

甲第53号証を示す。

これは、総合電機メーカーであるパナソニック（Panasonic）が自社のホームページ（Panasonic Store Plus）において「エボルタ単3乾電池」を販売しているページの写しとそれをどのような金額で販売しているかを表にしたものである。

まさに「数量の多寡」が一目瞭然となっている。

ビックカメラやヨドバシカメラなどの家電量販店やイオンやライフなどの全国展開しているスーパーマーケットも「数量の多寡」の市場原理に基づくビジネスモデルで事業展開しているものであるが、それらの企業に商品を卸しているメーカー自身もまた自らの商品をインターネットにより販売しているもので、甲第53号証で取り上げたパナソニック（Panasonic）も自社の商品を自らのホームページ（Panasonic Store Plus）で販売しているものである。

(2) 検証結果について

甲第53号証の一覧表は、同じ商品で検証する必要があることから乾電池の中から「エボルタ単3乾電池」の販売価格と数量効果との関連性について検証した。

その結果、1件における販売数量が多くなるにつれて、乾電池の1本当たりの単価が低減していつているものである。

2本セットが最小単位となっていることから、基本を2本セットとするとその販売価格は400円であったことから、1本あたりの単価は、200円である。

それが、4本セットから30本セットまであり、その販売価格は、640円から3,168円となっているものである。

それらを1本単価で比較すると、基本の200円から105.6円と1件における販売数量が多くなるにつれて、乾電池の1本当たりの単価が徐々に低減していつているものである。

(3) 数量の多寡（数量効果・スケールメリット）の結論について

以上のとおり、数量が15倍になると単価は4.7割引となり、約半額にまで販売価格が下がることが分かるものである。

したがって、1個の防犯カメラ機器を1件契約として販売する場合と89個、つまり89倍の防犯カメラ機器を1件として販売する場合とでは、当然、その販売価格は、数量効果の結果として、それなりに低減するものである。

川崎市職員措置請求書（補充書その6）

2022年（令和4年）1月28日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3

氏名 坂巻 良一

2021年（令和3年）12月17日付け提出の川崎市職員措置請求書及びその後追加した補充書、補充書その2、補充書その3、補充書その4、補充書その5にさらに新たな証拠を追加するため補充書その6を提出する。

第1章 交通誘導員の配置人数について

甲第54号証を示す。

これは、交通誘導員の配置に係る基準である。

「甲第1号証－51下小田中小学校防犯カメラ設置工事」において34,000円の交通誘導員費が見積もられ、その費用が不適切であることは既に述べたものであるが、その不適切性を明らかにするため、配置人数の基準を示す証拠として甲第54号証を示すものである。

その22ページに示されている「G型標準図」及び「H型標準図」にある「作業箇所」が甲第1号証－51下小田中小学校防犯カメラ設置工事における「高所作業車」に該当するもので、交通誘導員の配置図としては、同様の事例となるものである。

そこには、「(1) 交通誘導員は最低1名配置し」とあり、基準としては、1名配置で問題ないものである。

1名以上の配置が必要であるとするのであれば、その根拠を明らかにされたい。

第2章 軽易工事契約事務制度の見直しについて

甲第55号証を示す。

平成31年4月から、入札・契約制度の見直しが行われ、軽易工事契約事務制度についても次の見直しが行われたものである。

軽易工事契約事務制度は、従前、「補修工事」のみが軽易工事契約事務制度の対象工事であったが、平成31年4月から、その対象工事の範囲を「補修のみ」から「新設・改良・撤去等の工事にも拡大する」制度の見直しが行われた。

したがって、平成31年4月以前、つまり、平成30年度の工事までは、「新設工事」を軽易工事として発注してはいけない制度となっていたものである。

第3章 防犯カメラ工事に係る軽易工事契約事務制度における契約実態について

甲第56号証－1～5を示す。

(1) 甲第56号証－1について

一般競争入札の契約事例である。

教育委員会以外の防犯カメラに係る工事では、一般競争入札が行われているものである。

その内容を見てみると、「設置（新設）」「改修」及び「整備」工事で、補修工事ではないことから、金額としては、2,500,000円以下の軽易工事の対象となる金額の「整理番号1」の港湾局発注の2,257,500円とか「整理番号6」の多摩区道路公園センターの2,181,600円とかであっても、発注当時の軽易工事の規定が、補修工事のみとなっていたことから、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に従い、一般競争入札の手続きを執っている

ものである。

なお、この一般競争入札は、教育委員会以外の部局が発注元である。

(2) 甲第56号証-2について

指名競争の契約事例である。

地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に従い、250万円以下の複数の軽易工事に分割発注せずに、指名競争入札の手続きを執っているものである。

この指名競争入札も一般競争入札と同様に教育委員会以外の部局が発注元である。

(3) 甲第56号証-3について

①平成18年度から平成30年度までの軽易工事契約事務取扱規程においては、甲第55号証に示したとおり、「補修工事」のみが軽易工事の対象であったものである。

②甲第56号証-3は、平成18年度から平成30年度までの教育委員会が発注した防犯カメラの40件の「補修工事」の契約一覧である。

③見てお気づきになると思うが、甲第56号証-1及び甲第56号証-2における競争入札の契約一覧には、教育委員会からの防犯カメラ新設工事は、1件も見当たらないものである。

④それが、平成18年度から平成30年度までの教育委員会が発注した防犯カメラの40件の工事では、すべて「補修工事」となっているものである。

⑤新設工事の発注履歴がないにも関わらず、補修工事が登場してくるものである。

⑥この摩訶不思議な状況を推測すると、やはりそこにたどり着くものである。

⑦それは、教育委員会にはびこる「軽易工事至上主義」である。

⑧当時は、補修工事のみが軽易工事として発注が認められていたことから、契約件名には新設工事であっても「補修工事」と工事名を付していたものである。

⑨そうではないとするのであれば、当該40件の工事は、補修工事であったとする契約図書類をすべて開示すべきである。

⑩新設工事の場合であると、競争入札の対象となり、随意契約の場合に認められている教育委員会が業者指名をする権利がなくなるものであり、自らの契約事務手続きの手間ひまがよりかかっても、軽易工事の場合の教育委員会の業者指名権利を手放したくなかったものと推測するものである。

⑪40件の中には、純粋に補修工事であったものも含まれているとは思えるが、100万円や200万円を越す防犯カメラの補修工事も見受けられ、本件の89件の新設工事の金額とそれほど変わっていない。

⑫したがって、当該40件の補修工事は、その大半が、「新設工事」であったものを、教育委員会の業者指名権利を手放したくなかったことから、「補修工事」との契約件名として虚偽による発注行為を行ったもので、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程に違反するものである。

(4) 甲第56号証-4について

甲第55号証に示したとおり、平成31年4月から、その対象工事の範囲を「補修のみ」から「新設・改良・撤去等の工事にも拡大する」制度の見直しが行われたものであるが、その中で「補修工事」として発注された平成31年度及び令和2年度の防犯カメラ補修工事を示したものである。

この補修工事が、本来の「補修工事」として発注されたものと推測できるものである。

なぜならば、制度の見直しがあり、新設工事を補修工事と偽って発注する必要がなくなり、「新設工事」は、堂々と「設置工事」と銘打って発注できるようになったものであるからである。

(5) 甲第56号証-5について

甲第55号証に示したとおり、平成31年4月から、その対象工事の範囲を「補修のみ」から「新設・改良・撤去等の工事にも拡大する」制度の見直しが行われたものであるが、その見直しにより、「新設工事」として発注された平成31年度及び令和2年度の防犯カメラ設置工事を示したものである。

実質的な補修工事である甲第56号証-4の契約金額が10万円代から50万円代であることをまず見てほしい。

次に、甲第56号証-5に示した新設工事金額と甲第56号証-3に示す補修工事金額とを見比べてほしい。

甲第56号証-3に示す補修工事が、実態としては、「新設工事」を隠し、補修工事として違法に発注されたものであることが分かるものである。

第4章 教育委員会における軽易工事至上主義について

教育委員会は、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則、川崎市軽易工事契約事務取扱規程の規定に違反し、発注をおこなったものである。

各証拠から教育委員会は、軽易工事至上主義に基づき、本来競争入札を行わなければならない案件も分割発注や虚偽補修工事などの手法を駆使し、軽易工事の場合の教育委員会の業者指名権利を手放したくなかったものから、違法発注を繰り返していたものである。

過去に軽易工事に係る分割発注を指摘した住民監査請求を行ってきたが、教育委員会は、監査委員からのそれらに係る指摘に対する改善を行っていくどころか、より違法な領域に進んでいるものである。

本件の89件の分割発注が適法であるとされた場合、教育委員会は、今後、どのような契約案件であっても、いかにして分割するか的手法を駆使し、随意契約による教育委員会の業者指名権利を手放さずに、競争入札は行わない方針を貫くものと思われる。

教育委員会は、複数学校をまとめて発注している事例があるにも関わらず、その原則は、軽易工事至上主義であることから、発注の金額上限は、軽易工事で許されている金額以内としている。

さらに、機械警備委託事業では、複数学校をまとめて一括し一般競争入札とし、契約金額も随意契約時代と比較して大きく低減している事実もある。

機械警備事業ではできて、軽易工事では複数学校をまとめて一括し一般競争入札ができない理由は、一体何なのか。

また、東京都内の防犯カメラの契約状況は、複数学校、複数個所の100箇所を超える契約を一括して競争入札としている事実もある。

第5章 お問い合わせ

今回の防犯カメラの住民監査請求については、地方自治法、同施行令、川崎市契約規則及び川崎市軽易工事契約事務取扱規程の各規定並びに甲第1号証-1から甲第56号証-5までの法と証拠、そして川崎市監査基準に則り、判断していただきますよう切に願うものであります。

請求人の陳述（要旨）

急遽、本日、席上で第 57 号証を追加させていただいた。それは、夢見ヶ崎動物公園の防犯カメラについては、2 週間以上前に夢見ヶ崎動物公園のほうに情報開示請求をしたが、開示されたのが全部真っ黒で、これはおかしいのではないかということで夢見ヶ崎動物公園と話をし、夢見ヶ崎動物公園が、関係各所に問合せをして、今回開示されたのが、カメラの部分だけ隠されているが、それ以外は全部開示されている。

取りあえずここに提出をしなければいけないということで、それが受注業者の見積書でそれを 1 枚、本日追加をした。

私のほうから、まず 41 号証で提出をしたが、ぜひ監査基準に基づいて、法と証拠を、私が請求した全て法の根拠もそこに記載している。何々法律、何々規則、何々基準の第何条第何項にこういう記載があると、その証拠はこれこれであるという形で全部私は提出しているので、その法律と証拠に基づいて、監査委員には結論を出していただきたい。

川崎市からの市の考え方の文書をいただいたけれども、そこには一切証拠は添付されていなかった。請求者の言うことは違う、教育委員会の考え方のほうが正しいと、ただ文言で書いてあるだけであった。何も市側からは証拠類が一切提出されていない。私は、甲 1 号証-1 から甲 57 号証まで、数多くの書類を提出させていただいているので、私の請求の書類と、それから証拠を照らし合わせていただいて御判断をしてもらいたい。

今回、職員措置請求書を出させていただいたが、本来の請求書にプラスして、補充書としてその 6 まで提出をさせていただいた。よく教育委員会が言うのは、入札にかけると入札までの期間がかかってしまうと。3 年ぐらいかかるので入札にはできませんでしたという主張をしているが、請求書の 5 ページ目ぐらいに、(4)として、競争入札した場合の設計や入札に必要な期間や経費というのがあるが、第 5 号証を出している。

これは、大阪の高槻市で地震によりブロック塀が倒壊して小学 4 年生の児童が死亡するという事件が起き、それに伴って、日本全国でブロック塀の安全性、特に学校にあるブロック塀の安全性について対応を迫られたわけであるが、それをよくよく見ると、実質的に地震が発生して事故が発生してから、たった 2 か月で受注が行われていた。実際の受注業者から書類が、うちのほうがやるという書類が提出されている。やろうと思えばできるわけである。それを、設計図が必要だとか監理が必要だとか、時間のかかることを言い訳にして随意契約、軽易工事が正しいという主張を何度も過去教育委員会はしているが、実際にやろうと思えばできるという証拠が、高槻市のブロック塀倒壊事故に基づく川崎市内の小学校のブロック塀の撤去工事である。やろうと思えばできないことはないわけである。市役所内部の事務手続だけであるので、それぞれ発注する側と受注する側、その途中の役所内の契約事務手続、それらをちゃんと調整をすれば何もできないことはないということが、ここで私は証明をしている。

甲第 1 号証-1 の 11 ページに印をさせていただいたが、そこには「但し、工事費が 250 万円を越える場合は 250 万円のできる範囲（台数）とする」という書き込みが教育委員会のほうでなされている。ということは、やはり教育委員会は当初から、これは 250 万円以内の工事で全てやるんだと、250 万を超えるものはやらないと。子どもの安全をないがしろにしてまでも 250 万円にこだわったというのが、ここの甲第 1 号証-1 の 11 ページにある書き込みである。本当に子どもたちの安全性を考えるのであれば、250 万を超えたって別に構わないではないか。そういうことを契約手続、適正な契約手続をしないため、子どもの安全性が阻害をされているというのが、ここでまさに事実として書かれているというのが、この甲第 1 号証-1 の 11 ページにある「但し、工事費が 250 万円を越える場合は 250 万円のできる範囲（台数）とする」という書き込みである。

次が、請求書の第 4 章である。予定価格を定めないことによる違法契約について、証拠としては第 9 号証をお示ししている。これは広島地方裁判所（昭和 59 年 5 月 22 日判決）である。予定価格を定めない契約は違法であるということが、この広島地方裁判所の判決で明確にされているものである。

次の 10 号証を見ていただくと、予定価格書は全てないという開示通知書になっているので、教育委

員会は予定価格を定めずに発注しているということで、この横浜地方裁判所の裁判例になぞれば、教育委員会の契約は違法であるということが明確になる。

それと、第5章のところで、見積金額の審査を行っていないことについて、本来、軽易工事規程の中に見積額の審査を行わなければならないという規定がある。13号である。13号の第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定から、工事の審査をしなければならないが、もともと予定価格を定めていないので、審査の必要がないというか、審査を最初からやるつもりはないと思われる。全く決裁文書を見て、誰が審査したのか、どういう審査をしたのかがちょっと分からない。

それと、1番目の補充書、1月11日付の補充書に、甲第16号証として、東京都内の防犯カメラ工事に係る契約結果を載せている。品川区では、五反田公園他148箇所防犯カメラ設置工事とか、3番目には練馬区で、練馬区立石神井東小学校ほか30校防犯カメラ更新工事。こういう幾つか区内では複数校をまとめて発注して、しかも、これらはみんな一般競争入札である。川崎市みたいに、学校ごとに250万円以下、それも250万以下にして随意契約で契約をするというのは東京都内では見当たらない。東京都及び各区では、地方自治法施行令それぞれの都もしくは区の契約規則等に基づいて適正に発注している。

それと先程触れたが、予定価格のところで、証拠としては50号証である。地方自治法施行令第167条の2第1項、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表5と書いてあるわけである。その下に普通地方公共団体の規則で定めるというのがあって、川崎市契約規則があるのだが、もう施行令で予定価格というのは前提である。予定価格で全て発注のもとを決めないと、業者から出された見積書をそのまま契約に反映してしまうと、今回も後で出てくるが、一般管理費が50%を超えとかそんなことになって、労務費も前の住民監査請求でも出したが、7万、8万という労務費が提出されて、何も審査されずに通ってしまう。あくまでも予定価格というのが普通地方公共団体の契約で、その大前提となるということである。施行令で決まっていると。それで、川崎市契約規則にも24条の2で、第167条の2第1項第1号というふうに明確に書いてある。契約規則上書いてある第167条の2第1項第1号というのが上にある予定価格というのが前提となっているということで、適正な予定価格を定めなければならないということである。

それと、教育委員会の決裁書類を見ていると、ほとんど下見積りが1者からしか取っていない。比較のしようがない。1者からしか下見積りを取っていないので、それをほとんど認めているということになる。

それで、この中をよく見ると、実際に下見積どおりの価格で見積書を出して受注しているところもあるが、下見積りを取って、正式に3者見積りを取ったときに、その下見積り以下の金額で見積書を提出して、下見積りの業者と違う業者が受注している事例が幾つかあるということで、下見積りが全てではない。下見積りも、1者に限るとこういうような事例が出てきてしまうということである。

それと、補充書その5では、53号証を示させていただいている。これは総合電機メーカーのパナソニックのホームページを添付させていただいて、53号証の頭のページには、それを整理した一覧表を私のほうで作成したものである。一般的になじみの多い乾電池を比較してみた。エボルタ乾電池を比較すると、2本パックだとメーカー販売価格400円、結局2本で400円なので1本当たり200円。このホームページにある一番本数の多い30本パックであると、3,168円となる。3,168円を30本で割ると、1本当たり105.6円。本数パックの倍数としては15倍となる。1つのものを1つで買うよりも、15倍のものをまとめて買うほうが、この割引率は4.7割引、約半分になるというものが、メーカーでもこういう数字で販売している。これが予定価格の中に決められている数量の多寡ということである。取引の多い低いによって金額が最終的に変わってくるというのが、これがパナソニックの事例で、典型的な事例である。

教育委員会が市の考え方の中で、労務費については国の基準に書いていないというのだが、27号証で示している。これは川崎市の基準である。川崎市が発注する工事の労務単価表というのが、基本的にはこれでやることになっている。そこには幾つかの労務単価が規定されており、まちづくり局に確認していただければ分かるが、基本的に川崎市が発注するものは、この労務単価に基づいて労務費を計算する

ことになっている。これは相当なお金をかけて調べている。やみくもに金額を書いているのではなくて、毎年毎年、川崎市から川崎市内の企業に対して、どのぐらいの労務費を社員に対してお支払いしているのかと。それを全部種別によって集計したのが、川崎市における公共工事設計労務単価表である。基本的にこれが、これは川崎市だけではない。もちろん国も、国土交通省は国が全部そうなのであるが、そこは全国版が載っているが、各都市がこういうものを設定して、その普通地方公共団体が発注する工事の労務費は、それぞれの労務単価で発注をするという取り決めになっている。

21号証では、1から89の発注の枝番であるが、それぞれでカメラの金額だと思われるものがここに整理されている。それと、冒頭申し上げた夢見ヶ崎動物公園で発注したときの見積書、1台2万8,000円が、いかに教育委員会の場合と、夢見ヶ崎の場合と大きく違うかというのを比較していただければと思う。

それと、22号は他都市の契約の事例である。22号が1、2、3とあり、それぞれ防犯カメラを設置するのに1か所当たり40万円台で発注しているという契約の実績である。

あと、23号証からは、インターネットで確認できる防犯カメラの専門業者である。どういう金額で防犯カメラと録画機のセットを売っているかという金額がここにある。

24号証もそうである。これは工事費込みで、全部こういう金額でやっている。

それと先程の労務費であるが、25号証の一覧表はかなり細かくなっているが、なぜこんなに細かくなったかということ、教育委員会が予定価格を定めてないからである。教育委員会が主体となって予定価格を定めれば、基本的にはカメラ、どういう規格のカメラ、それから録画機、モニター、これが普通ワンセットである。防犯カメラの機能として計算するためには、カメラと録画機とモニター、この3つが最低限ないと防犯カメラの機能はなし得ない。それと、あと当然ながら労務費である。労務費も契約ごとにばらばらである。

移設費から、引込みポール建柱、それから屋内の配線、架空線の配線、特に区別なくて配線工事費、内容が不明な工事費があったり、配管工事、カメラ等機器設置工事費、モニター壁付工事、モニター連結配線、点検口、はつり工事（X線工事）、区画貫通処理、試験調整費、その他雑工事、電源工事と、労務費がこれだけ、中を見ていただくと業者からの見積りがばらばらである。普通は、発注する場合、防犯カメラの設置には何が必要かということ、を当然ながら予定価格のときに、もちろん仕様書と、それから予定金額を定めるわけであるが、そのときに工事ごとで普通はこんなばらばらになるはずがない。それがなぜか、これも業者任せであるので、業者の考え方によって、こんなばらばらに見積書の中に種類が分かれているということが、この25号証で分かる。本来は、先程申し上げたように、部品代として、カメラ、録画機、そしてモニターと。それプラス配線のケーブル、それと労務費、これだけあれば、それプラス一般管理費はあるが、これだけ決めれば全部収まってしまう。これが労務費だけでもこんなに違う。

それらの基準が、26号証、27号証、29号証では雑材及び消耗品費を確認をした。これも全部ばらばらである。これを国の基準で見て、どの程度が適正なのかというのを確認した。そうすると、国の基準では、材料費掛ける0.05%が雑材の基準である。それを比較するとこんなばらつきがあって、国の基準を上回っている見積金額が最終的に175万1617円であると。国の基準も一切守られていない。これが、再三申し上げるが、予定価格を設定していないために、業者の見積りのままにしているからこういうふうになってしまう。

31号証のところで、見ていただくと、真ん中にあるピンクのところ、メーカー見積額4万8960円で、これは後ろに証拠をつけてあるが、メーカー価格が4万7000円である。4万7000円を上回る見積もりをそのまま認めている。こういうことがあっていいのでしょうかということと、一番上にある11万円の見積りであるが、これが型番に該当するものがない。

同じく、交通運搬費もそうである、養生費、法定福利費、交通誘導員費、これらは全部国の基準を全部精査した結果、かなりの不適切な金額があるということで、これらを私のほうで提出をさせていただいた。

その主張と、その根拠である法律、それから国の基準、川崎市の規則、基準、これを全部照らし合わ

せて、教育委員会から出された市の考え方と比較して、どちらが正しいのかというところの判断をいただきたい。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

関係職員の陳述（要旨）

住民監査請求に対する市の考え方を陳述する。

第1 本件請求のうち一部は却下されるべきである

本件請求は、令和2年度に行った89件の防犯カメラの設置工事（以下「本件各工事」という。）の契約行為を対象としているが、そのうち、南加瀬小学校など13件に係る請求は、次の理由により却下されるべきである。

1 請求者の開示請求の経緯

(1)請求者は、令和3年8月25日付で88件の、同年12月15日付けで5件（うち1件は新規）の、防犯カメラの設置工事に関する公文書（工事が必要となった原因の書類・工事発注に係る打合せ議事録・営繕繕修申請書、業者への参考見積依頼書及び徴取した参考見積書、業者への仕様書を含む見積依頼書、決裁回議書を含む予算執行伺書、業者からの見積書、予定価格書、開札状況表、請書、完了届、工事写真、決裁回議書を含む支出命令書）の開示請求を行った。

(2)教育委員会は、令和3年10月22日付で88件の、同年12月20日付けで1件の、全部開示処分、部分開示処分及び開示拒否処分を行っており、その詳細は、公文書開示請求一覧表（別紙）のとおりであり、○は全部開示、△は部分開示、×は拒否（すべて不存在拒否である。）（－は開示請求対象外）とした。

2 請求の期限について。

(1)川崎市職員措置請求書（以下「請求書」という。）第6章（13頁）において、「契約日から1年以上経過しているものの」と記載されているとおり、本件請求で対象としている財務会計行為は、89件の防犯カメラの設置工事の契約行為である。

(2)地方自治法（昭和22年法律第67号）242条1項は住民監査請求について定めているが、同条2項本文では「前項の規定による請求は、当該行為があった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定しており、住民監査請求は対象とする行為があった日又は終わった日から1年以内に行う必要がある。

本件請求についていえば、本件各工事の契約行為をその対象としているから、本件各工事の契約の締結が行われた日が起算日となり、その日から1年以内が監査請求をすることができる期間となる。

(3)本件各工事のうち、表の「工事対象校」における工事（以下「却下対象工事」という。）についていえば、それらの契約の締結が行われたのは、表の「契約日」とおりであるから（甲第15号証）、当該契約について監査請求することができるのは、それぞれ表の「監査請求期限」までとなる。

工事対象校、南加瀬小学校、予算執行伺決裁日、令和2年9月11日、契約日、令和2年9月11日、監査請求期限、令和3年9月10日。

工事対象校、東大島小学校、予算執行伺決裁日、令和2年9月15日、契約日、令和2年9月15日、監査請求期限、令和3年9月14日。

工事対象校、橘中学校、予算執行伺決裁日、令和2年10月7日、契約日、令和2年10月8日、監査請求期限、令和3年10月7日。

工事対象校、新城小学校、予算執行伺決裁日、令和2年10月12日、契約日、令和2年10月12日、監査請求期限、令和3年10月11日。

工事対象校、宮崎中学校、予算執行伺決裁日、令和2年11月27日、契約日、令和2年11月30日、監査請求期限、令和3年11月29日。

工事対象校、玉川小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月7日、契約日、令和2年12月7日、監査請求期限、令和3年12月6日。

工事対象校、さくら小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月10日、契約日、令和2年12月10日、監査請求期限、令和3年12月9日。

工事対象校、川崎小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月11日、契約日、令和2年12月14日、監査請求期限、令和3年12月13日。

工事対象校、渡田小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月11日契約日、令和2年12月14日、監査請求期限、令和3年12月13日。

工事対象校、旭町小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月11日、契約日、令和2年12月14日、監査請求期限、令和3年12月13日。

工事対象校、下沼部小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月15日、契約日、令和2年12月15日、監査請求期限、令和3年12月14日。

工事対象校、田島小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月15日、契約日、令和2年12月15日、監査請求期限、令和3年12月14日。

工事対象校、大谷戸小学校、予算執行伺決裁日、令和2年12月15日、契約日、令和2年12月15日、監査請求期限、令和3年12月14日。

しかしながら、本件請求は令和3年12月17日付けで行われていることから、却下対象工事については、監査請求することができる期間（監査請求期限）を経過しているものである。

(4)なお、地方自治法242条2項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない」と規定し、「正当な理由があるとき」は、監査請求期限の制限は適用されないとされているところ、ここでいう「正当な理由があるとき」と認められるには、監査請求期間内に普通地方公共団体の住民が相当な注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて住民監査請求するに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合であることがまず必要である（最高裁平成14年9月10日判決・民集56巻7号1481頁）。

(5)本市の公文書は、その決裁完了処理を行うことで川崎市のホームページの公文書目録に登録される。

却下対象工事の予算執行伺の決裁日は、(3)の「予算執行伺決裁日」であるから（甲第1号証-1～13号証）、遅くとも当該日の令和2年12月15日以降、おおむね翌週には川崎市のホームページの公文書目録に登録されていたのであり、却下対象工事の予算執行伺などの契約関係書類は川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）によりいずれも閲覧できる状況に置かれていたのである。

よって、却下対象工事が殊更隠ぺいされている等秘密裏に行われた事実、本件対象行為の違法性・不当性を判断する上で必要な事実が隠されているような事実は存在せず、また、天災、地変等があった場合などの客観的事実も認められないから、地方自治法242条2項ただし書は適用されない。

(6)この点につき請求者は、契約書類の開示がなされたのが令和3年11月19日であり、同日から1ヶ月以内に請求を行ったのであるから、本件請求は、却下対象工事を含めて、有効であるなどと、判例（最高裁平成20年3月17日第一小法廷判決。判タ1267号152号）を引用しながら主張する。

上記判例は、その大要を述べれば、県警本部の県外出張に係る旅費の支出について住民監査請求がされた場合において、当該住民が県の情報公開条例に基づき上記出張に関する資料の開示を求めたところ、当初は、上記出張の旅行期間、目的地、用務等の事項が開示されず、その部分開示決定に対する異議申立ての結果、初めてこれらの事項が開示されるに至り、その1か月後に上記監査請求がされたなど判示の事実関係の下では、上記監査請求が上記支出のあった日から1年を経過した後にされたことについて地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由があるとしたものである。

本件請求についていえば、上記1で述べたとおり、当初の開示請求の時点から予算執行伺、請書、見積書など本件請求に必要な情報を開示しており、上記1で述べた本件請求に係る公文書開示請求の事実関係と、上記判例における事実関係とは相当程度異なるものであって、上記判例で示された判断は本件請求に当てはまらず、やはり、地方自治法242条2項ただし書は適用されず、原則どおり、契約を行った日が監査請求期限の起算日となる。

3 以上のとおり、本件請求のうち却下対象工事に係る請求は法定された期間を経過した後になされた不適法なものであり、かかる請求は却下されるべきである。

第2 本件各工事に適用される法令等について

1 地方公共団体が締結する契約については、地方自治法234条1項において、「売買、賃借、請負その他契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」

と規定され、同条2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

一方で、すべての契約を一般競争入札で行うことは、事務量いたずらに増大させ、能率的な行政運営を阻害するおそれがあることから、政令で定める場合には、その他の契約方法によることができるものとされ、随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項1号において、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が」「契約の種類に応じ」別表に「定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」と規定されている。

2 これを受け、川崎市では、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。）24条の2において、随意契約によることができる金額の基準を、契約の種類ごとに規定している。このうち、同条1号では、工事又は製造の請負に係る契約における上限を250万円としており、この金額以下の契約については、随意契約（以下「少額随契」という。）とすることができるように規定している。

なお、少額随契を行う場合、契約規則26条1項では、「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定している。

そして、川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号。以下「軽易工事規程」という。）2条3号は、軽易工事を「予算科目が工事請負費又は需用費に相当する1件250万円（需用費中100万円以下のものを除く。（注：提出された「住民監査請求に対する市の考え方」によると「10万円以下のものを除く。」とされている。))以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する行為に限る。）」と定義し、軽易工事の契約事務の迅速かつ適確に執行できるよう、予算執行部局にて契約の締結を行うことができるものとしている。

また、軽易工事規程3条1項は、軽易工事の必要が生じたときは、本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されている業者、工事の履行場所の近くに事務所を有する業者又は本市工事の経験があり、かつ、誠意がある業者のうちから2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるものとし、軽易工事規程5条1項は、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとしている。

第3 本件各工事の必要性及び内容について

教育環境整備推進室では、児童生徒が安心安全で快適な環境の中で生き生きと学び、活動できるよう、良好な教育環境の確保に努めている。

小学校における防犯対策としては、画像で来訪者を確認できるインターホンと遠隔操作で開閉する電磁石錠を全校に設置し、児童の安全確保に努めるとともに、不審者の侵入など万一の事態に備えるために、学校からの申請に基づき、敷地内の死角など日常の安全確保を目的として、防犯カメラの設置を進めてきた。

しかしながら、令和元年5月に、登戸駅付近の路上でスクールバスを待っていた小学生らが襲撃されるという痛ましい事件が発生し、児童生徒のより一層の安全を確保する必要性が高まった。このため、教育委員会としても、以前から進めてきた小学校における防犯カメラの設置事業の進捗を早め、令和2年度末までに小学校全校に設置を完了させることとした。

工事内容としては、登下校時に門が開放されていること等から、主に登下校に使用している門の周辺に防犯カメラを設置することとし、1校当たりおおむね4台程度を設定することとした。

第4 本件各工事の適法性等について

1 本件各工事が上記第2で述べた法令等の要件、手続等を満たしていることについて

(1)本件各工事は、いずれも金額が250万円以下の工事であって、かつ、設計図書の作成を必要とするまでの大規模な工事ではなく、実態としても通信業者に現場確認や参考見積書の作成を依頼し、これまでの類似の履行実績からも設計図書の作成を要する工事でないこと判断したことから、軽易工事規程2条3号に規定する軽易工事に該当するものである。

(2) 本件各工事の履行場所は川崎市内 89 校の各市立学校であり、それぞれが独立した 1 件の工事であり、予定価格が 250 万円以下であることから、軽易工事規程 3 条 1 項及び同 5 条 1 項に沿って、3 者の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させ、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定したものであり、適正な手続により契約を行ったものである。

(3) 川崎市においては、「競争入札」で工事契約を締結する場合には、まちづくり局において設計図書等を作成しなければならないものであるし、設計図書等の依頼から工事の完成までの期間として一般的に約 3 年を要することとなり、軽易工事と比較して期間が長くなることが課題とされている。

また、地方公共団体が締結する契約方法は一般競争入札が原則であるものの、金額の問題についての例えば、一般的に「一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩雑であり、かつ経費の増嵩を余儀なくされるという短所がある」とされていること、「随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札と比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と少なくすむ」とされている（逐条地方自治法）。

(4) 請求者は、請求書 6 頁(4)において、「事故発生から、わずか 2 か月で工事着手に至っている」、「教育環境整備推進室が財政局契約課に契約の手続を依頼した」と述べているが、正確には、教育環境整備推進室は、まちづくり局施設整備部施設計画課（以下「まちづくり局」という。）に囲障改修工事の実施を依頼したもので、財政局契約課（以下「契約課」という。）に契約依頼したのはまちづくり局であり、その経過は次のとおりである。

(5) 平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震を受け、教育委員会においても、所管の市立学校敷地内に設置されているブロック塀等の有無、高さ等について緊急点検を実施した。その結果、建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀を有することを確認されたことから、早急に撤去等の応急工事を実施することとした。

(6) 工事手法については、軽易工事の速やかな執行を検討したものの、規模が大きいなどの理由で、軽易工事の執行限度額である 250 万円を超過する学校については、まちづくり局に工事依頼を行った。

(7) まちづくり局は、対象校の当該ブロック等は地震等による倒壊の危険性が高く、いずれの施設も児童等の利用者が多いことから、ブロック塀等の倒壊が生じた場合、利用者や通行人の生命、身体の重大な危険を伴うと判断し、緊急の必要により競争入札に付することができない工事（以下「緊急工事」という。）として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく随意契約として執行したものである。

(8) 一方、本件各工事は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号に基づく緊急工事には該当しないものの、登戸等における事件を受け、防犯効果を高めるために事業進捗を早める必要のある工事であると認識しており、3 者の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させ、最低の価格をもって見積りした者を随契約の相手方として決定したものである。

つまり、本件各工事と地震という災害を踏まえた囲障撤去緊急工事は緊急度においてその性質が異なるものであり、それ故、本件各工事を緊急工事として実施することはできないから囲障撤去緊急工事が「わずか 2 か月で工事着手に至っている」事実を基に、本件各工事を競争入札で実施しても「事務手続きの短縮は可能」とする請求者の主張は失当である。

2 予定価格について

(1) 競争入札においては、競争入札の開設時に、入札価格が予定価格の範囲内か確認する必要があることから、書面として予定価格書を作成し、開札場所に置くこととされているが、軽易工事のような随意契約においては、入札や開札手続をとらずに見積もり合わせで足りるから、必ずしも書面として予定価格書を作成する必要はなく、本件各工事についても予定価格書は作成していない。

(2) 随意契約における予定価格については、契約規則 25 条において競争入札に準じて定めることとされている。軽易工事においては、3 者から提出された見積書のうち最低の金額を予算執行同の額とし、予算執行同の決裁において、合わせて当該金額を予定価格として決裁している。

なお、本件各工事は、参考見積書を徴取した業者以外の業者を随意契約の相手方として決定した工事も含まれているものであるし、請求人は、請求書第 5 章（12 頁）において、本件各工事について「どの

ようにして、適正な予定価格であったのか、審査の過程を明らかにされたい」、「適正な予定価格となっていない。」などと述べていることから、請求者が本件各工事においても予定価格が定められていることを認識されていると推定されることを、念のため指摘する。

3 見積書の審査について。

(1)軽易工事規程3条2項は、予算執行部局の長は、予算執行伺に工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとし、ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする規定している。

また、同条3項で審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとしている。

教育委員会事務局は、軽易工事規程3条2項ただし書の技術職員がいる予算執行部局に該当し、本件各工事についても教育環境整備推進室の技術職員（建築職）が、予算執行伺を承認する際に見積書の審査を行っている。

なお、本件各工事はおおむね次の手順で実施したものである。

(2)教育環境整備推進室から学校に防犯カメラの設置場所や台数の調査を依頼し、学校が希望する防犯カメラの設置場所が記されている学校配置図（以下「防犯カメラ配置図」という。）を作成する。

また、参考見積書作成する業者により、各学校の仕様が大きく異なることがないように教育環境整備推進室において防犯カメラの性能などを定めた標準的な仕様（以下「標準仕様書」という。）を作成する。

(3)標準仕様書及び防犯カメラ配置図を業者1者に提供し、現地を確認の上、経費算定及び仕様の参考とするための参考見積書等を提出するように依頼する。

(4)上記(3)により徴取した参考見積書について、教育環境整備推進室の技術職員は、仕様が適正であるか、疑義等がないか、工事が軽易工事規程2条3号に定められた1件250万円以下の工事の要件に該当するか、また、設計書の作成を要するかどうかについて、確認を行う。

(5)上記(4)の参考見積書の確認後、教育環境整備推進室の営繕担当者が参考見積書を基にして仕様の作成を行うとともに、参考見積書を提出した業者を含む3者に見積書の提出を依頼する。

(6)見積書の受領後、教育環境整備推進室の営繕担当者等が予算執行伺を起案する。予算執行伺を承認する教育環境整備推進室の技術職員が、仕様が適正であるか、見積書の金額に疑義等がないか確認した上で、専決権者である担当課長が決裁する。

第5 本件各工事の工事費について

第4で述べたとおり、本件各工事には違法性・不当性ないし過失は何ら無いものであるが、念のため損害の有無について述べれば、次のとおりである。

1 軽易工事以外の工事と軽易工事との比較について

請求者は、本件各工事について、「各見積書における一般管理費は、国土交通省が示す一般管理費の上限を超えた見積金額が数多く見受けられる」などと主張し、軽易工事の工事費も軽易工事以外の工事と同様に「公共建築工事積算基準（国土交通省）」の基準をもとに算出すべきものと主張していると推察されるが、本件各工事のような「軽易工事」の工事費の積算方法と、「軽易工事以外の工事」の工事費の積算方法は、以下述べる通り、大きく異なるものである。

(1)軽易工事以外の工事に係る工事費の積算

川崎市において、軽易工事以外の工事に係る工事費の積算については、国土交通省が官庁施設の営繕を実施するために定めた「公共建築工事積算基準」や「公共建築工事共通費積算基準」等に基づき、設計図書を根拠に行う。そして、その工事費は、材料の価格など工事自体の費用である「直接工事費」と現場事務所に要する費用や従業員の給料に要する費用などである「共通費」に大きく類別される。

このうち、直接工事費の積算について川崎市では、一般的に国土交通省が定めた「公共建築工事積算基準」に基づき金額を算定する。その算定方法について「公共建築工事積算基準」では、「直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含む」ものであり、その算定式の概略は、以下のとおりである。

【直接工事費の算定方法】

①算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）×個別の数量

ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価×数量

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要な全ての費用を「一式」として算定

②単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」による。

③数量

算定の方法に用いる数量は、本件各工事が該当する電気設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」によるとされている。

請求者が主張する「カメラ及び録画機、モニター等」、「雑材及び消耗品費」、「運搬費」「養生費」、「法定福利費」及び「交通誘導員費」は、直接工事費に当たるものである。

次に、共通費の積算について川崎市では、一般的に国土交通省が定めた「公共建築工事共通費積算基準」に基づき金額を算定する。その算定方法について、「公共建築工事共通費算定基準」では、共通費を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の3つに区分し、それぞれについて、直接工事費等に一定の割合を乗じて算定するものである。その算定式の概略は以下のとおりとなる。

【共通費の算定方法】

共通費＝①共通仮設費＋②現場管理費＋③一般管理費

①共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率

②現場管理費＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）×現場管理費率

③一般管理費＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費率

(2)軽易工事に係る工事費の積算

川崎市における軽易工事の工事費の積算について、軽易工事は上述したとおり設計図書を作成しなくても工事費の積算や工事の実施が可能である軽微な工事であることから、「公共建築工事積算基準」等の適用はなく、業者は、仕様書等に基づき、それぞれの積算方法により見積りを行うこととなり、直接工事費に相当する費用は、工事費、機材費、資材費、具体的な機器及び材料、労務費等の名称により金額を計上することが通例である。

また、直接工事費以外については「諸経費」という名称により金額を計上することが通例である。

この諸経費は、上記(1)で述べた一般管理費・現場管理費・共通仮設費を合算した共通費に相当するものである。

2 本件各工事について

軽易工事に当たる本件各工事についても、上記1(2)で述べたとおり、「公共建築工事積算基準」等の適用はなく、業者は、仕様書等に基づき、それぞれの積算方法により見積りを行っているため、請求者が主張するように軽易工事以外の工事に係る工事費と軽易工事の工事費を単純に比較することはできず、「公共建築工事積算基準」等に即して軽易工事の工事費を審査することも求められてはいない。

また、本件各工事は、軽易工事規程3条から同5条までにに基づき、3者の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させ、上記第4.3で述べたとおり、業者から提出された見積書について、必要な審査を行った上で、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定したものであり、適正な手続により契約を行ったものである。

したがって、請求者は「公共建築工事積算基準」等との比較等を持ち出している述べているが、それらは、本件各工事の契約が違法・不当であることや損害が生じていることの根拠にはならない。

なお、請求者が特に主張する一般管理費、物品費及び労務費について述べれば、次のとおりである。

(1)一般管理費について

本件各工事について、請求者は、上記1(2)で述べたとおり軽易工事以外の工事の一般管理費・現場管理費・共通仮設費を合算した共通費に相当する軽易工事の諸経費が、軽易工事以外の工事の一般管理費に相当するものとして、一般管理費と諸経費の費用を比較しているが、本件各工事のうち、諸経費が一般管理費を超えるものがあつたことをもって違法・不当な契約であるとか、市に損害が生じているとす

るのであれば、それは誤った認識に基づくものであるとともに、具体性に欠くものであると言わざるを得ない。

本件各工事について、技術職員は、過去の軽易工事の経験等から、見積書に疑義等がある場合には、過去の軽易工事の見積書等で確認しており、特段金額が高いものとは考えていない。

(2)物品費について

本件各工事について、技術職員は、過去の軽易工事の経験等から見積書に疑義等がある場合には、過去の軽易工事の見積書や業者のホームページ、カタログ等で確認していたものであり、特段金額が高いものとは考えていない。

また、請求者は、物品の数量が増加することによって、「予定価格の算定」において「割引」を「30%と想定する」など本件各工事を1件の工事とした場合のスケールメリット等を殊更強調し、「防犯カメラセット（カメラ及び録画機）についての市場価格」から「高くなっている」などと主張するが、本件各工事は独立した工事なのであるからスケールメリットを論じるまでもなく、仮に本件工事を1件の工事とした場合であっても請求者が述べるように30%の割引をする根拠はないし、特段セットでの価格を採用するといった根拠もないことを念のため指摘する。

(3)労務費について

本件各工事について、請求者は、「公共建築工事積算基準」を基に「実労務費」を積算し、その額と本件各工事の「見積額労務費」との差額が「不適切な労務費」と主張する。

しかしながら、一般管理費と同様に、本件各工場に「公共建築工事積算基準」等の適用はないし、そもそも請求者の主張する「実労務費」の算出方法は、「作業日数」や「作業員数」を積算に用いるなど、本来の「公共建築工事積算基準」の算出方法では、単位施工当たりに必要な施工員人工（歩掛）を労務単価と掛け合わせていることを鑑みると異なるものである。特に「作業員数」については、請求者が「3人と想定」した、完全に憶測によるものであり、請求者の主張は誤った認識に基づく具体性を欠くものであると言わざるを得ない。

本件各工事について、教育環境整備推進室の技術職員は、過去の軽易工事の経験等から、見積書について、疑義等がある場合には、過去の軽易工事の見積書等で確認していたものであり、特段金額が高いものであるとは考えていない。

3 設計及び工事監理について

本件各工事は、設計図書を作成していなくても工事費の積算や工事の実施が可能である軽微な工事であり、現に設計図書を作成しておらず、仮に請求者が述べるように本件各工事を1件の工事として競争入札とすれば、工事に係る設計や工事監理を行う必要があり、また、その多くは民間企業に委託しているのが本市の現状であって、工事に係る設計や工事監理を委託する分だけ経費がより必要となるのである。

第6 請求者が求める措置について

以上述べたとおり、請求者が求める措置にはいずれも理由がないから、本件措置請求は棄却されるべきである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

44	新作小学校		②						決									③	
45	南野川小学校		②															決	③
46	中野島小学校			③					決									②	
47	古市場小学校				②	③							決						
48	大戸小学校				②						決	③							
49	四谷小学校				②	③				決									
50	西丸子小学校	②				③				決									
51	下小田中小学校				②	決					③								
52	向丘小学校		決						②										③
53	子母口小学校								②									決	③
54	宮崎小学校		決															③	②
55	稗原小学校			②		③													決
56	有馬小学校		②															③	決
57	犬蔵小学校		決	③					②										
58	三田小学校								②									③	決
59	柿生小学校		②	③															決
60	下布田小学校		③	決														②	
61	上作延小学校	決	②								③								
62	南百合丘小学校		決						②									③	
63	中原小学校				③			②			決								
64	長沢小学校		②					決											③
65	御幸小学校				②				決					③					
66	西菅小学校			③														決	②
67	戸手小学校				②					決				③					
68	東菅小学校		②	決														③	
69	生田小学校		決	③															②
70	麻生小学校		決	②															③
71	藤崎小学校				決		③			②									
72	南加瀬中学校	決			②				③										
73	鷺沼小学校		②	③															決
74	坂戸小学校	決								②								③	
75	土橋小学校	決	②																③
76	宮前平小学校		②	③									決						
77	橘小学校								③				決						②
78	夢見ヶ崎小学校				③		決			②									
79	菅小学校	③	決																②
80	白幡台小学校		②	決														③	
81	東高津小学校				③		決												②
82	梶ヶ谷小学校	③	②										決						
83	古川小学校	②					決		③										
84	西御幸小学校	②				③				決									
85	久地小学校	決							②										③
86	千代ヶ丘小学校	③	決																②
87	井田小学校	決			③					②									
88	西生田小学校	③	②																決
89	西野川小学校			③		②	決												

注 発注先として決定した業者は「決」、以下金額が低い順に「②」、「③」としている（③には辞退を含む。）。参考見積書を徴取した業者は**ゴシック体**としている。

第2表 本件各工事における契約状況

項目 学校名	負担行為額 (税込)	契約日 (請書日付)	決定 (税抜)	2位 (税抜)	3位 (税抜)	参考見積もり (税抜)
1 南加瀬小学校	1,421,200	令和2年 9月11日	1,292,000	1,310,000	1,568,700	1,292,000
2 東大島小学校	867,900	令和2年 9月15日	789,000	810,000	1,000,000	789,000
3 橘中学校	1,408,000	令和2年10月 8日	1,280,000	1,498,000	-	1,380,000
4 新城小学校	536,800	令和2年10月12日	488,000	540,000	585,700	488,000
5 宮崎中学校	2,057,000	令和2年11月30日	1,870,000	1,961,000	2,100,000	1,930,000
6 玉川小学校	880,000	令和2年12月 7日	800,000	962,100	-	836,000
7 さくら小学校	2,200,000	令和2年12月10日	2,000,000	2,020,000	2,971,500	2,020,000
8 川崎小学校	645,700	令和2年12月14日	587,000	660,000	-	587,000
9 渡田小学校	2,167,000	令和2年12月14日	1,970,000	2,050,000	2,099,000	2,020,000
10 旭町小学校	1,347,500	令和2年12月14日	1,225,000	1,290,000	1,490,000	1,260,000
11 下沼部小学校	1,303,500	令和2年12月15日	1,185,000	1,317,000	-	1,220,000
12 田島小学校	1,573,000	令和2年12月15日	1,430,000	1,554,000	-	1,480,000
13 大谷戸小学校	1,782,000	令和2年12月15日	1,620,000	2,009,000	-	1,670,000
14 浅田小学校	778,800	令和3年 1月 5日	708,000	1,730,000	-	828,000
15 今井小学校	904,200	令和3年 1月14日	822,000	994,400	-	822,000
16 大師小学校	2,046,000	令和3年 1月15日	1,860,000	1,888,000	2,237,400	1,860,000
17 川中島小学校	1,477,300	令和3年 1月15日	1,343,000	1,400,000	-	1,343,000
18 苧宿小学校	1,815,000	令和3年 1月19日	1,650,000	1,750,000	-	1,650,000
19 住吉小学校	1,196,800	令和3年 1月19日	1,088,000	1,282,000	-	1,088,000
20 宮内小学校	1,182,500	令和3年 1月19日	1,075,000	1,107,000	1,110,000	1,075,000
21 新町小学校	1,251,800	令和3年 1月19日	1,138,000	1,180,000	2,198,000	1,170,000
22 久末小学校	1,859,000	令和3年 1月21日	1,690,000	2,210,000	2,652,000	2,190,000
23 殿町小学校	2,090,000	令和3年 1月21日	1,900,000	1,920,000	-	1,970,000
24 京町小学校	1,360,700	令和3年 1月21日	1,237,000	1,280,000	2,080,000	1,237,000
25 日吉小学校	2,200,000	令和3年 1月21日	2,000,000	2,117,600	2,569,200	2,050,000
26 向小学校	1,136,080	令和3年 1月22日	1,032,800	1,090,000	2,172,000	1,032,800
27 平間小学校	1,133,000	令和3年 1月22日	1,030,000	1,827,000	1,845,000	1,700,000
28 東住吉小学校	2,156,000	令和3年 1月22日	1,960,000	2,020,000	-	2,000,000
29 宮前小学校	1,447,600	令和3年 1月22日	1,316,000	1,578,000	2,600,000	1,316,000
30 小田小学校	1,518,000	令和3年 1月22日	1,380,000	1,383,000	2,250,000	1,380,000
31 虹ヶ丘小学校	1,597,200	令和3年 1月25日	1,452,000	1,504,000	1,568,000	1,452,000
32 金程小学校	1,136,300	令和3年 1月25日	1,033,000	1,072,000	1,089,000	1,033,000
33 南河原小学校	1,949,200	令和3年 1月25日	1,772,000	1,950,000	-	1,772,000
34 高津小学校	1,786,400	令和3年 1月25日	1,624,000	1,900,000	2,051,000	1,624,000
35 稲田小学校	1,632,400	令和3年 2月 4日	1,484,000	1,584,000	1,658,000	1,484,000
36 小倉小学校	2,058,100	令和3年 1月27日	1,871,000	1,920,000	-	1,871,000
37 幸町小学校	1,592,800	令和3年 1月27日	1,448,000	1,620,000	-	1,448,000
38 下河原小学校	1,551,000	令和3年 1月27日	1,410,000	1,499,000	1,600,000	1,420,000
39 東小田小学校	1,344,200	令和3年 1月27日	1,222,000	1,325,000	-	1,226,000
40 木月小学校	1,586,200	令和3年 1月27日	1,442,000	1,650,000	2,100,000	1,650,000
41 久本小学校	2,189,000	令和3年 1月28日	1,990,000	2,270,000	2,724,000	2,250,000
42 下作延小学校	1,347,500	令和3年 1月28日	1,225,000	1,247,000	1,341,000	1,225,000
43 末長小学校	2,079,000	令和3年 1月28日	1,890,000	1,957,000	2,024,000	1,940,000

44	新作小学校	1,628,000	令和3年 1月28日	1,480,000	1,550,000	1,910,000	1,530,000
45	南野川小学校	2,231,900	令和3年 1月28日	2,029,000	2,064,000	2,085,000	2,029,000
46	中野島小学校	1,320,000	令和3年 1月29日	1,200,000	1,790,000	1,800,000	1,230,000
47	古市場小学校	1,199,000	令和3年 2月 1日	1,090,000	1,309,300	-	1,090,000
48	大戸小学校	1,262,800	令和3年 2月 1日	1,148,000	1,180,000	-	1,148,000
49	四谷小学校	1,756,700	令和3年 2月 1日	1,597,000	2,230,000	-	1,597,000
50	西丸子小学校	1,465,200	令和3年 2月 1日	1,332,000	2,200,000	-	1,332,000
51	下小田中小学校	1,606,000	令和3年 2月 1日	1,460,000	2,209,750	-	1,460,000
52	向丘小学校	1,361,800	令和3年 2月 2日	1,238,000	1,378,000	1,526,000	1,238,000
53	子母口小学校	2,200,000	令和3年 2月 2日	2,000,000	2,060,000	2,352,000	2,037,000
54	宮崎小学校	1,646,700	令和3年 2月 2日	1,497,000	1,624,000	1,911,000	1,497,000
55	稗原小学校	2,436,500	令和3年 2月 3日	2,215,000	2,340,000	2,658,100	2,215,000
56	有馬小学校	1,953,600	令和3年 2月 3日	1,776,000	1,808,000	2,167,000	1,776,000
57	犬蔵小学校	1,347,500	令和3年 2月 3日	1,225,000	1,340,000	-	1,225,000
58	三田小学校	1,051,600	令和3年 2月 3日	956,000	975,000	2,140,000	956,000
59	柿生小学校	1,186,900	令和3年 2月 3日	1,079,000	1,134,000	-	1,079,000
60	下布田小学校	1,551,000	令和3年 2月 3日	1,410,000	1,780,000	1,841,000	1,800,000
61	上作延小学校	928,400	令和3年 2月 4日	844,000	881,000	900,000	844,000
62	南百合丘小学校	1,184,700	令和3年 2月 4日	1,077,000	1,146,000	1,862,000	1,077,000
63	中原小学校	1,969,000	令和3年 2月10日	1,790,000	1,798,000	1,845,000	1,798,000
64	長沢小学校	2,207,700	令和3年 2月10日	2,007,000	2,036,000	2,093,000	2,266,000
65	御幸小学校	1,914,880	令和3年 2月10日	1,740,800	2,260,000	2,554,000	1,740,800
66	西菅小学校	2,255,000	令和3年 2月10日	2,050,000	2,110,000	-	2,057,000
67	戸手小学校	1,031,800	令和3年 2月10日	938,000	1,030,000	-	900,000
68	東菅小学校	1,578,500	令和3年 2月10日	1,435,000	1,457,000	2,426,000	1,435,000
69	生田小学校	1,500,400	令和3年 2月10日	1,364,000	1,504,000	-	1,364,000
70	麻生小学校	1,459,700	令和3年 2月10日	1,327,000	1,464,000	1,478,000	1,464,000
71	藤崎小学校	979,000	令和3年 2月10日	890,000	1,347,000	-	890,000
72	南加瀬中学校	489,500	令和3年 2月10日	445,000	466,000	510,000	445,000
73	鷺沼小学校	1,537,800	令和3年 2月12日	1,398,000	1,446,000	-	1,398,000
74	坂戸小学校	1,256,200	令和3年 2月12日	1,142,000	1,200,000	1,418,000	1,142,000
75	土橋小学校	784,300	令和3年 2月12日	713,000	733,000	823,000	713,000
76	宮前平小学校	825,000	令和3年 2月12日	750,000	791,000	-	750,000
77	橘小学校	957,000	令和3年 2月12日	870,000	1,148,000	2,110,000	870,000
78	夢見ヶ崎小学校	1,061,500	令和3年 2月16日	965,000	1,220,000	1,230,000	965,000
79	菅小学校	1,285,900	令和3年 2月16日	1,169,000	1,297,000	1,780,000	1,169,000
80	白幡台小学校	1,384,900	令和3年 2月17日	1,259,000	1,286,000	2,303,000	1,259,000
81	東高津小学校	2,365,000	令和3年 2月17日	2,150,000	2,250,000	2,571,800	2,272,500
82	梶ヶ谷小学校	937,200	令和3年 2月17日	852,000	887,000	904,000	852,000
83	古川小学校	2,499,200	令和3年 2月18日	2,272,000	2,272,500	2,272,727	2,272,000
84	西御幸小学校	1,155,220	令和3年 2月18日	1,050,200	1,797,000	-	1,050,200
85	久地小学校	1,544,400	令和3年 2月19日	1,404,000	1,443,000	1,499,000	1,404,000
86	千代ヶ丘小学校	1,831,500	令和3年 2月19日	1,665,000	1,730,000	1,800,000	1,665,000
87	井田小学校	1,028,500	令和3年 2月22日	935,000	940,000	968,000	935,000
88	西生田小学校	423,500	令和3年 2月24日	385,000	418,000	420,000	385,000
89	西野川小学校	1,232,000	令和3年 2月22日	1,120,000	1,970,000	-	1,120,000

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第5（第167条の2関係）

1	工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
---	-----------	------------	-------

3 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）

（予定価格の作成等）

第13条 市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 市長は、別に定める競争入札については、入札執行前に予定価格を公表することができる。

（予定価格の決定方法）

第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合等においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

（予定価格の決定）

第25条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局の長をいう。

(2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。

(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。

(工事見積書の徴取等)

第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行伺(以下「予算執行伺」という。)に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあっては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

(工事執行部局の長の承認)

第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書(川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第8号様式)を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届(別記様式)を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

- (1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。
- (3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でない認めるときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

附 則

この規程は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 略